

平成20年度

# 包括外部監査結果報告書

「未収金の財務に関する事務の執行について」

平成21年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 和中修二

## 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ） .....	1
1. 包括外部監査対象.....	1
2. 包括外部監査対象期間.....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
【4】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点 .....	1
2. 主な監査手続き .....	2
【5】外部監査の実施時期 .....	2
【6】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【7】利害関係 .....	2
第2 和歌山県における未収金の状況.....	3
【1】未収金の状況 .....	3
1. 未収金残高の推移 .....	3
2. 収入率の推移.....	5
3. 不納欠損処理の実施状況.....	8
4. 平成19年度調定額、収入額、不納欠損額のまとめ .....	9
【2】監査対象とした未収金.....	9
1. 監査対象未収金一覧表 .....	9
2. 中小企業高度化資金貸付金元利収入未収金一覧表 .....	11
第3 債権の種類と法的性質.....	12
【1】債権の意義及び種類 .....	12
【2】督促、滞納処分等の手続き .....	12
1. 公法上の債権 .....	12
2. 私法上の債権 .....	13
【3】延滞金の徴収 .....	14
1. 地方税.....	14
2. 地方税を除く公法上の債権 .....	14
3. 私法上の債権 .....	14
第4 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括 .....	15
1. 融資業務及び債権（未収金を含む）回収業務の体制等について.....	15
2. 延滞債務者の情報の共有化及び多重延滞債務者の名寄せについて .....	21
3. 延滞金・違約金の未収計上及び回収について .....	23

4.徴収停止手続きの検討 .....	25
5.キャッシュアウトの有無による未収金の取扱いについて .....	25
6.税全般に関する意見 .....	26
第5 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約 .....	28
1. 個別事業の監査結果の要約 .....	28
2. 個別事業の監査結果に添えて提出する意見の要約 .....	28
3. 中小企業高度化資金の債務者別の監査結果の要約 .....	32
4. 中小企業高度化資金の債務者別の監査結果に添えて提出する意見の要約 .....	32
第6 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見 .....	34
【1】 所管別事業区分別回収可能性の分類 .....	34
【2】 所管別事業区分別個別事業の状況 .....	35
1. 個人県民税 .....	35
2. 法人県民税 .....	36
3. 個人事業税 .....	37
4. 法人事業税 .....	37
5. 不動産取得税 .....	38
6. 自動車税 .....	39
7. 軽油引取税 .....	40
8. 加算金（県税関係） .....	40
9. 退職手当返納金 .....	41
10. 代執行費用 .....	41
11. 生活保護費返還金 .....	42
12. 児童福祉施設 .....	43
13. 児童扶養手当返還金 .....	45
14. 母子寡婦福祉資金貸付（元金・利子） .....	46
15. 児童福祉施設（障害福祉） .....	49
16. 弁償金 .....	50
17. 県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金 .....	51
18. 農業改良資金 .....	53
19. 林業・木材産業改善資金貸付金 .....	54
20. 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 .....	56
21. 工事等契約解除違約金 .....	57
22. 損害賠償金（道路建設課） .....	58
23. 損害賠償金（道路建設課）、24. 橋梁設計瑕疵（三田1号橋） .....	59
25. 県営住宅家賃、26. 県営住宅駐車場使用料 .....	60
27. 橋本市胡麻生土地整理組合貸付金 .....	64

28.損害賠償金（公共建築課） .....	65
29.港湾施設使用料等 .....	66
30.和歌山県修学奨励及び進学奨励 .....	67
31.放置違反金 .....	71
32.設備資金 .....	72
33.繊維構造改善資金貸付金元利収入 B方式 .....	73
<b>【3】中小企業高度化資金貸付金元利収入の事業者（債務者）別状況 .....</b>	<b>75</b>
34.中小企業高度化資金貸付金元利収入総括 .....	75
34-1.債務者番号 34-1 .....	78
34-2.債務者番号 34-2 .....	78
34-3.債務者番号 34-3 .....	79
34-4.債務者番号 34-4 .....	80
34-5.債務者番号 34-5 .....	81
34-6.債務者番号 34-6 .....	81
34-7.債務者番号 34-7 .....	82
34-8.債務者番号 34-8 .....	83
34-9.債務者番号 34-9 .....	83
34-10.債務者番号 34-10 .....	84
34-11.債務者番号 34-11 .....	85
34-12.債務者番号 34-12 .....	85
34-13.債務者番号 34-13 .....	86
34-14.債務者番号 34-14 .....	86
34-15.債務者番号 34-15 .....	87
34-16.債務者番号 34-16 .....	88
34-17.債務者番号 34-17 .....	88
34-18.債務者番号 34-18 .....	89
34-19.債務者番号 34-19 .....	90
34-20.債務者番号 34-20 .....	90
34-21.債務者番号 34-21 .....	91
34-22.債務者番号 34-22 .....	92
34-23.債務者番号 34-23 .....	92
34-24.債務者番号 34-24 .....	93
34-25.債務者番号 34-25 .....	94
34-26.債務者番号 34-26 .....	94
34-27.債務者番号 34-27 .....	95
34-28.債務者番号 34-28 .....	95

34-29.債務者番号 34-29.....	96
34-30.債務者番号 34-30.....	97
34-31.債務者番号 34-31.....	97
34-32.債務者番号 34-32.....	98
34-33.債務者番号 34-33.....	99
<b>【4】</b> 中小企業高度化資金の回収条件緩和先貸付金の回収可能性の状況 .....	100
35-1. 債務者番号 35-1.....	101
35-2. 債務者番号 35-2.....	102
35-3. 債務者番号 35-3.....	102
35-4. 債務者番号 35-4.....	103
35-5. 債務者番号 35-5.....	104
35-6. 債務者番号 35-6.....	104

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（テーマ）

#### 1. 包括外部監査対象

未収金の財務に関する事務の執行について

#### 2. 包括外部監査対象期間

平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成20年度の一部についても監査対象とした。

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県の財政状況は、法人税を中心とした県税収入の低迷、所得譲与税の廃止を受けた地方譲与税収入の大幅な減少が見られ、非常に厳しい財政状況となっている。平成19年9月に県が今後10年間の財政収支を推計した「和歌山県の財政収支見通し」によると、推計時点の財政構造を前提とすると、平成21年度には財政調整基金・県債管理基金が枯渇し、それ以降も慢性的な財源不足のまま推移するとの見通しである。

和歌山県は一般会計、特別会計（公営企業会計を除く）を合わせて170億円を超える未収金があり、県の財政に重要な影響を与えている。また、上記「和歌山県の財政収支見通し」の結果を受けて策定された「新行財政改革推進プラン ～持続可能な県政へ～」においても未収金の収納促進対策を主要なテーマのひとつとして取り上げられており、積極的に取り組むべき課題とされている。

このようなことから、未収金に関する財務事務について経済性、効率性、有効性及び合規性の観点から検討することは有意義であると判断し、監査の対象として選定した。

### 【4】外部監査の方法

#### 1. 監査の要点

未収金の発生原因となる債権について制度の概要を把握した上で、以下の点に留意し、経済性、効率性、有効性及び合規性の観点を重視して監査を実施した。

○回収規程（マニュアル）は整備されているか

○督促・滞納処分等の手続きが規程に照らして適切に行われているか

- 未収金の回収状況について台帳等による適切な管理が行われているか
- 滞納先の状況把握は適時適切に行われているか
- 未収金発生要因に異常性はないか
- 担当課が実施した回収可能性の判断が適切に行われているか
- 回収困難な未収金の会計処理・開示が適切に行われているか
- 違約金について適時的な管理及び徴収が行われているか
- 支払猶予、違約金支払免除が適切な意義付けのもと行われているか

## 2. 主な監査手続き

監査対象とした未収金に関して主に以下の監査手続きを実施した。

- 回収規程（マニュアル）や契約書等関係証憑類の資料の閲覧
- 未収金内訳明細及び管理台帳の閲覧
- 未収金の内容及び発生時点からの経緯並びに回収状況についてのヒアリング
- その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続き

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を四捨五入しているが、表の作成上の調整等により同一内容を示す数値であっても、表示単位の下ひと桁が「1」異なる場合がある。

### 【5】外部監査の実施時期

平成20年4月1日から平成21年3月17日まで

### 【6】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	大川幸一
公認会計士	掛谷純子
公認会計士	辻井芳樹
弁護士	速水 弘
中小企業診断士	中嶋 崇

### 【7】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2 和歌山県における未収金の状況

### 【1】未収金の状況

#### 1. 未収金残高の推移

本報告書における未収金とは収入未済額と同義であり、収入として調定<sup>1</sup>が行われているが回収されていないものをいう。決算における未収金残高は出納整理期間を過ぎても入金されなかった回収遅延債権と同義であり、早期に回収を図らなければならない債権である。

直近3年度の未収金の内訳及び合計額は以下の通りであり、合計額は約170億円で横ばいのまま推移している。内訳を見ると、中小企業高度化資金、県税、諸収入の占める割合が大きく、平成19年度末時点において未収金残高の96.4%を占めている。

特に、中小企業高度化資金については未収金残高が100億円を超えており、県の財政に重要な影響を与えるものとなっている。平成18年度から平成19年度にかけて、回収努力の成果により未収金残高は減少しているものの、依然として長期にわたって回収が進んでいないものも多く含まれている。

県税については、税源移譲による個人県民税が増加したことにより、未収金残高も平成18年度に比べて増加することとなった。

また、諸収入に係る未収金残高が平成19年度末に大幅に増加しているが、これは、平成19年度に調定された「県発注工事の入札における共同不法行為による損害賠償金612百万円 個別検討番号22及び28」「談合事件で逮捕された元知事と元出納長に係る退職手当返納金55百万円 個別検討番号9」の発生によるものである。

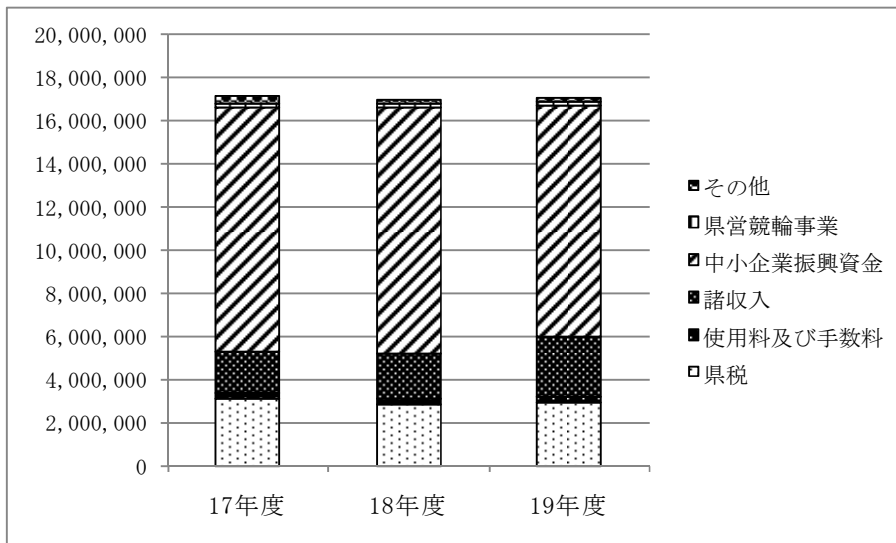
---

<sup>1</sup> 調定とは、歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為をいう。



(単位：千円)

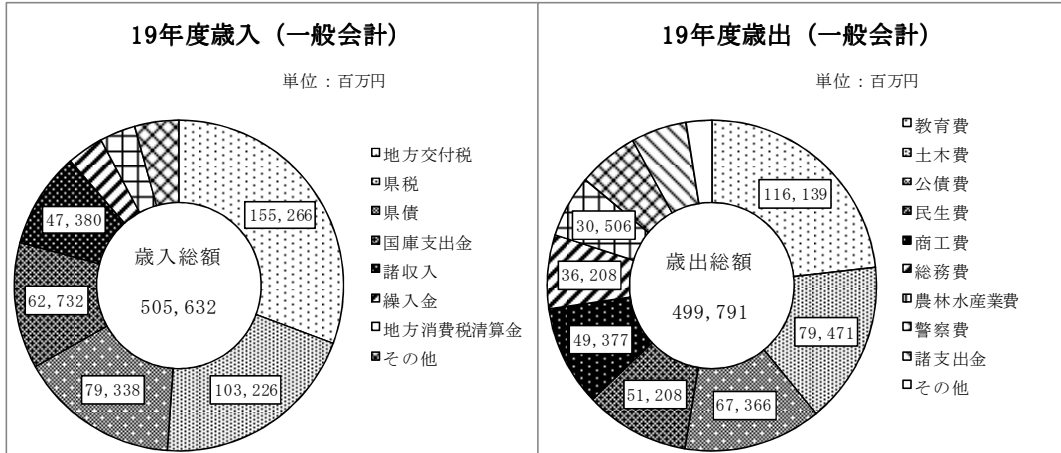
		17年度	18年度	19年度
一 般 会 計	県税	3,119,182	2,917,939	3,007,237
	負担金	37,287	37,686	31,195
	知的障害者福祉施設負担金	2,938	2,934	2,929
	児童福祉施設負担金	34,293	34,698	28,184
	未熟児関係医療負担金	56	54	82
	使用料及び手数料	250,511	239,650	244,140
	民生使用料	294	294	294
	農林水産業使用料	527	451	477
	土木使用料（県営住宅等）	249,019	238,126	242,612
	教育使用料	671	779	757
	諸収入	1,964,870	2,050,733	2,790,215
	加算金	65,586	58,683	42,157
	違反金	-	23,625	38,726
	貸付金元利収入	606,845	674,928	744,258
	雑入	1,292,440	1,293,497	1,965,074
	<b>一般会計合計</b>		<b>5,371,851</b>	<b>5,246,007</b>
特 別 会 計	農林水産振興資金	52,257	54,289	48,920
	中小企業振興資金	11,288,444	11,451,794	10,653,286
	母子寡婦福祉資金貸付金	47,677	47,315	43,769
	県営競輪事業	200,779	200,654	200,544
	県営港湾施設管理	13,658	25,045	33,656
	修学奨励金	209	2,189	5,371
	県立医科大学付属病院	170,895	-	-
<b>特別会計合計</b>		<b>11,773,920</b>	<b>11,781,286</b>	<b>10,985,546</b>
<b>総計</b>		<b>17,145,771</b>	<b>17,027,293</b>	<b>17,058,332</b>



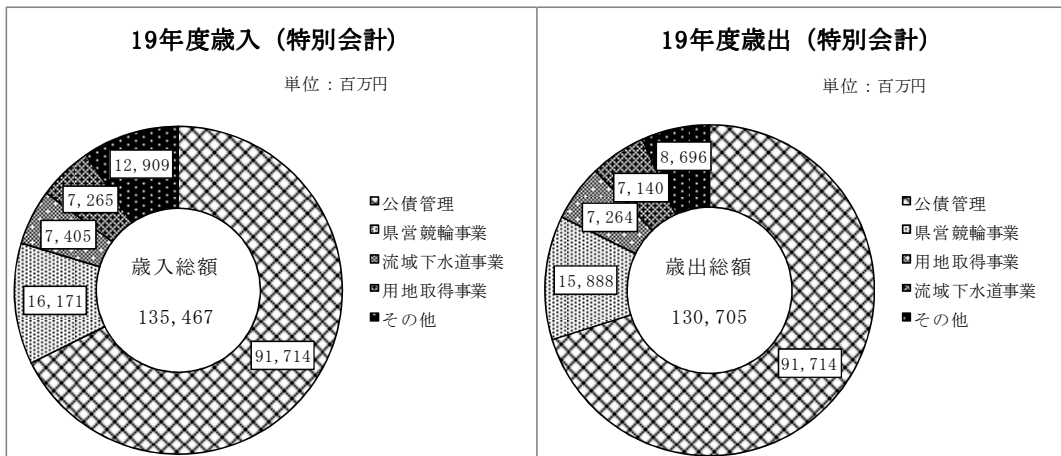
また、以下に平成19年度の和歌山県歳入歳出規模・内訳を示す。未収金残高と比較すると、未収金残高が県の財政に重要な影響を与えるものとなっていること

が分かる。特に、特別会計においては歳入総額の約 8%に相当する額が未収金として存在していることになる。

(平成 19 年度 一般会計歳入歳出)



(平成 19 年度 特別会計歳入歳出)



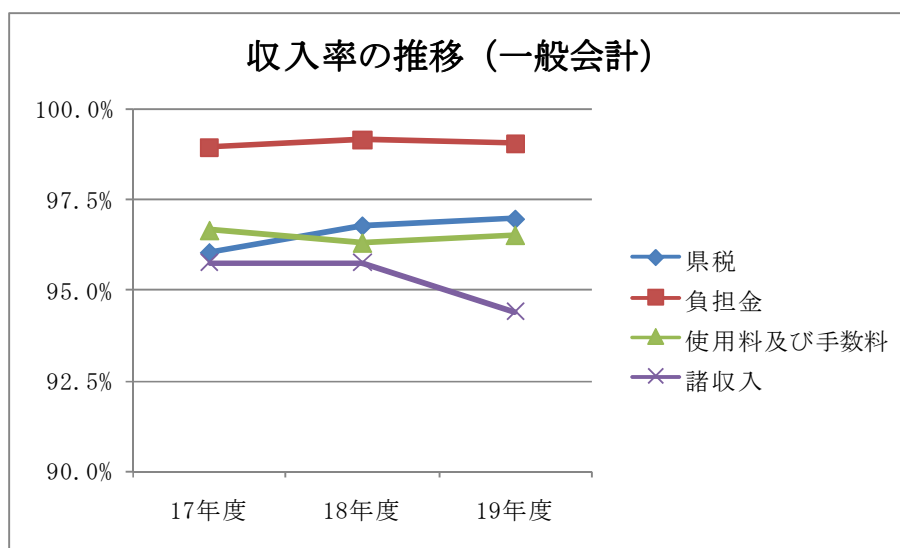
## 2. 収入率の推移

直近 3 年度の未収金の発生している部署の調定額に対する収入額の割合（以下「収入率」とする。）の推移は以下の通りである。

[一般会計]

(単位：千円)

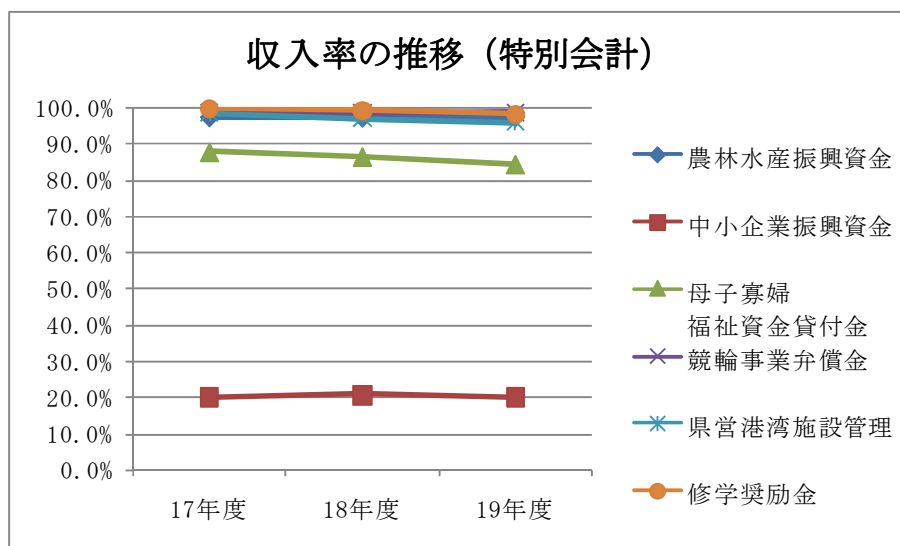
		17年度	18年度	19年度
県税	調定額 (a)	86,240,766	98,374,836	106,447,810
	収入額 (b)	82,821,603	95,211,147	103,226,687
	収入率 (b/a)	96.0%	96.8%	97.0%
負担金	調定額	3,964,589	4,648,921	3,947,261
	収入額	3,923,582	4,609,574	3,909,809
	収入率	99.0%	99.2%	99.1%
使用料及び手数料	調定額	7,978,240	7,184,546	7,049,100
	収入額	7,712,565	6,920,255	6,804,944
	収入率	96.7%	96.3%	96.5%
諸収入	調定額	46,590,360	48,352,182	50,187,716
	収入額	44,614,850	46,295,315	47,380,472
	収入率	95.8%	95.7%	94.4%
一般会計合計	調定額	144,773,956	158,560,486	167,631,888
	収入額	139,072,600	153,036,291	161,321,911
	収入率	96.1%	96.5%	96.2%



一般会計の内訳である4項目（県税、負担金、使用料及び手数料、諸収入）については、いずれも収入率は90%を上回っている。平成19年度において諸収入の収入率がやや悪化しているが、これは「県発注工事の入札における共同不法行為による損害賠償金612百万円 個別検討番号22及び28」「談合事件で逮捕された元知事と元出納長に係る退職手当返納金55百万円 個別検討番号9」の発生という非経常的な要因の影響が大きい。

[特別会計]

		17年度	18年度	19年度
農林水産振興資金	調定額	2,145,370	2,171,232	1,996,485
	収入額	2,093,113	2,116,943	1,947,565
	収入率	97.6%	97.5%	97.5%
中小企業振興資金	調定額	14,785,339	14,521,078	13,343,466
	収入額	3,002,299	3,037,224	2,690,180
	収入率	20.3%	20.9%	20.2%
母子寡婦 福祉資金貸付金	調定額	396,061	352,859	289,179
	収入額	348,053	305,544	244,393
	収入率	87.9%	86.6%	84.5%
県営競輪事業	調定額	17,051,320	15,467,170	16,372,244
	収入額	16,850,541	15,266,516	16,171,699
	収入率	98.8%	98.7%	98.8%
県営港湾施設管理	調定額	1,030,553	910,371	856,725
	収入額	1,016,895	885,326	823,069
	収入率	98.7%	97.2%	96.1%
修学奨励金	調定額	196,464	254,765	314,554
	収入額	196,255	252,577	309,183
	収入率	99.9%	99.1%	98.3%
特別会計合計	調定額	35,605,108	33,677,476	33,172,652
	収入額	23,507,156	21,864,130	22,186,089
	収入率	66.0%	64.9%	66.9%



特別会計の収入率を見ると、中小企業高度化資金の収入率が約 20%と際立って低い数値となっている。これは、中小企業高度化資金の貸付先である組合等が高

い割合で経営不振、収支悪化の状況に陥っていることを表している。

また、母子寡婦福祉資金貸付金については収入率は 80%台であり、相対的に低い数値となっていることに加えて年々低下傾向にある。その他にも県営港湾施設管理、修学奨励金に係る収入率が低下傾向となっている。

### 3. 不納欠損処理の実施状況

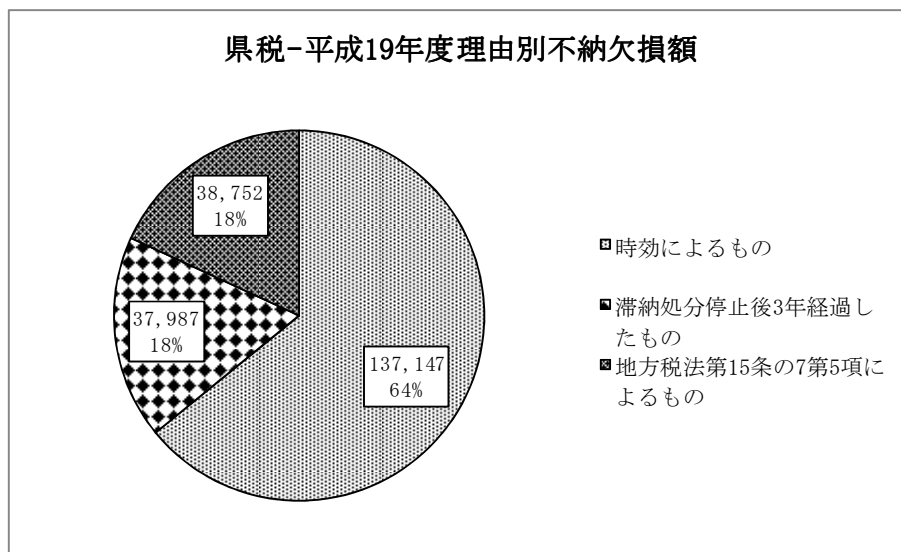
滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることを不納欠損という。直近3年度の不納欠損額の推移は以下の通りである。

#### 不納欠損額の推移

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度
県税	299,980	245,751	213,886
負担金	3,720	1,661	6,258
使用料及び手数料	15,164	24,641	16
諸収入	10,640	6,134	17,030
<b>一般会計合計</b>	<b>329,505</b>	<b>278,187</b>	<b>237,190</b>
農林水産振興資金	-	-	-
中小企業振興資金	494,596	32,060	-
母子寡婦福祉資金貸付金	331	-	1,017
県営競輪事業	-	-	-
県営港湾施設管理	-	-	-
修学奨励金	-	-	-
<b>特別会計合計</b>	<b>494,927</b>	<b>32,060</b>	<b>1,017</b>

平成 18、19 年度の不納欠損額を見ると県税に係るものが全体の大部分を占めている。県税の不納欠損は、時効の到来にともなうものが主であり平成 19 年度不納欠損額の理由別内訳は以下のようになっている。



また、中小企業振興資金については平成 17 年度に約 5 億円の不納欠損処理を行っているが、その後平成 18 年度においては 32 百万円のみ、平成 19 年度においては全く不納欠損処理を行っていない。なお、平成 20 年度において 26 億円の不納欠損処理を行っている。

#### 4. 平成 19 年度調定額、収入額、不納欠損額のまとめ

平成 19 年度の調定額、収入額、不納欠損額と平成 19 年度末の未収金残高の関係は以下のようになっている。

(単位：千円)

		19年度調定額 (a)	収入額 (b)	不納欠損額 (c)	19年度末 未収金残高 (a-b-c)
一般会計	県税	106,447,810	103,226,687	213,886	3,007,237
	負担金	3,947,261	3,909,809	6,258	31,195
	使用料及び手数料	7,049,100	6,804,944	16	244,140
	諸収入	50,187,716	47,380,472	17,030	2,790,215
	<b>一般会計合計</b>	<b>167,631,888</b>	<b>161,321,911</b>	<b>237,190</b>	<b>6,072,786</b>
特別会計	農林水産振興資金	1,996,485	1,947,565		48,920
	中小企業振興資金	13,343,466	2,690,180		10,653,286
	母子寡婦福祉資金貸付金	289,179	244,393	1,017	43,769
	県営競輪事業	16,372,244	16,171,699		200,544
	県営港湾施設管理	856,725	823,069		33,656
	修学奨励金	314,554	309,183		5,371
<b>特別会計合計</b>	<b>33,172,652</b>	<b>22,186,089</b>	<b>1,017</b>	<b>10,985,546</b>	
<b>総合計</b>		<b>200,804,540</b>	<b>183,508,001</b>	<b>238,207</b>	<b>17,058,332</b>

## 【2】 監査対象とした未収金

### 1. 監査対象未収金一覧表

個別検討の対象は、所管区分別事業別に未収金を分類し、その分類の中から金額の僅少なもの（37 件、39,265 千円）を除き、平成 19 年度末未収金残高 17,058,332 千円の 99.7%にあたる 35 件、17,021,928 千円である。なお、34 番の中小企業高度化資金貸付金については、融資を行った 33 の債務者（事業者）ごとに分類管理されている。その債務者別内訳は「2. 中小企業高度化資金貸付金元利収入未収金一覧表」に示している。

事業番号	担当課室名	未収金の種類	金額 (単位：千円)
1	税務課	個人県民税	1,764,055
2	税務課	法人県民税	29,422
3	税務課	個人事業税	77,988
4	税務課	法人事業税	74,006
5	税務課	不動産取得税	491,540

事業番号	担当課室名	未収金の種類	金額 (単位：千円)
6	税務課	自動車税	556,086
7	税務課	軽油引取税	12,006
8	税務課	加算金（県税関係）	42,157
9	人事課	退職手当返納金	55,446
10	廃棄物対策課	代執行費用	1,121,432
11	福祉保健総務課	生活保護費返還金	36,768
12	子ども未来課	児童福祉施設	10,202
13	子ども未来課	児童扶養手当返還金	18,027
14	子ども未来課	母子寡婦福祉資金貸付（元金・利子）	43,769
15	障害福祉課	児童福祉施設（障害福祉）	17,981
16	公営競技事務所	弁償金	200,544
17	産業振興課	県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金	12,215
18	経営支援課	農業改良資金	6,870
19	林業振興課	林業・木材産業改善資金貸付金	16,722
20	水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	25,328
21	技術調査課	工事等契約解除違約金	10,769
22	道路建設課	損害賠償金（道路建設課）	359,048
23	道路建設課	損害賠償金（道路建設課）	49,266
24	道路建設課	橋梁設計瑕疵（三田1号橋）	35,204
25	住宅環境課	県営住宅家賃	224,149
26	住宅環境課	県営住宅駐車場使用料	14,944
27	住宅環境課	橋本市胡麻生土地整理組合貸付金	100,000
28	公共建築課	損害賠償金（公共建築課）	253,474
29	港湾空港振興課	港湾施設使用料等	36,524
30	生涯学習課	和歌山県修学奨励及び進学奨励	622,826
31	交通指導課	放置違反金	38,726
32	償還指導室	設備資金	307,178
33	償還指導室	繊維構造改善資金貸付金元利収入 B方式	25,404
34	償還指導室※	中小企業高度化資金貸付金元利収入	10,331,852
		合計	17,021,928

※下記「2. 中小企業高度化資金貸付金元利収入未収金一覧表」参照。なお、当該金額のうち、中小企業高度化資金の元金部分は10,045,945千円である。

2. 中小企業高度化資金貸付金元利収入未収金一覧表

上記の表の 34 番の債務者別内訳を以下に示す。

債務者（事業者）番号	金額
34-1	64,062
34-2	26,480
34-3	286,980
34-4	260,243
34-5	307,199
34-6	24,346
34-7	233,715
34-8	213,326
34-9	155,450
34-10	367,600
34-11	332,400
34-12	153,782
34-13	97,384
34-14	103,146
34-15	1,562,111
34-16	179,056
34-17	393,241
34-18	470,000
34-19	286,240
34-20	51,065
34-21	765,065
34-22	111,533
34-23	39,570
34-24	418,288
34-25	10,656
34-26	145,118
34-27	98,172
34-28	17,138
34-29	331,845
34-30	138,335
34-31	2,241,171
34-32	97,665
34-33	349,470
合計	10,331,852

監査の対象とした未収金は金額僅少なものを除外しているため、利息については 34-5 に 285,906 千円が含まれているのみである。したがって、中小企業高度化資金の元金はこれを控除した 10,045,945 千円である。

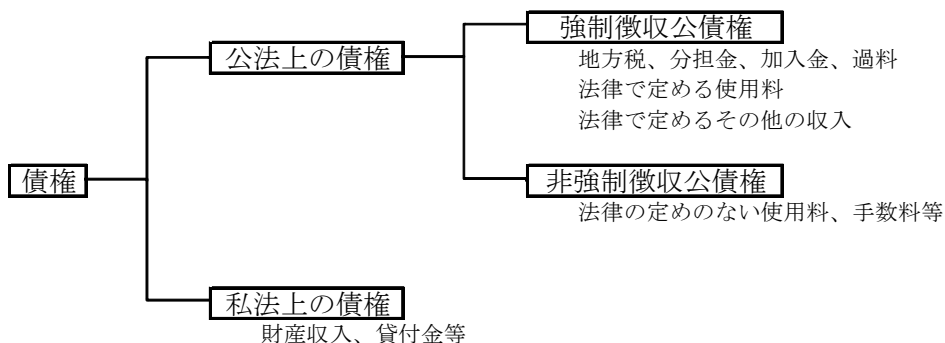


### 第3 債権の種類と法的性質

#### 【1】債権の意義及び種類

地方自治体が財産として管理の対象としている債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利のことを指す（地方自治法第240条1項）。債権は発生原因に基づき、公法上の債権と私法上の債権に区分される。すなわち、公法上の債権とは公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権であり、私法上の債権とは私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権のことをいう。

さらに公法上の債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（強制徴収公債権）と、できないもの（非強制徴収公債権）に区分される。



#### 【2】督促、滞納処分等の手続き

##### 1. 公法上の債権

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入といった公法上の債権については、納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法第231条の3第1項）とされている。

滞納処分については、以下のように強制徴収公債権と非強制徴収公債権の区分により手続きが異なっている。

##### （1）強制徴収公債権

分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第231条の3第3項）とされている。

ここでいう地方税の滞納処分の例とは、督促状を発した日から 10 日を経過した日までに債権を完納しないときは、滞納者の財産の差押え及び強制換価手続きを実施する（地方税法第 68 条 他）ことをいう。

## （2）非強制徴収公債権

非強制徴収公債権については、上述した地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定は適用されない。納期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行延期の特約等の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合を除いて、次の措置をとらなければならない（地方自治法施行令第 171 条の 2）。

- a. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、もしくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求する。
- b. 債務名義<sup>2</sup>のある債権（c の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとる。
- c. a（a に該当する債権で、a の措置をとってなお履行されないものを含む。）及び b に該当しない債権については、訴訟手続き（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求する。

## 2. 私法上の債権

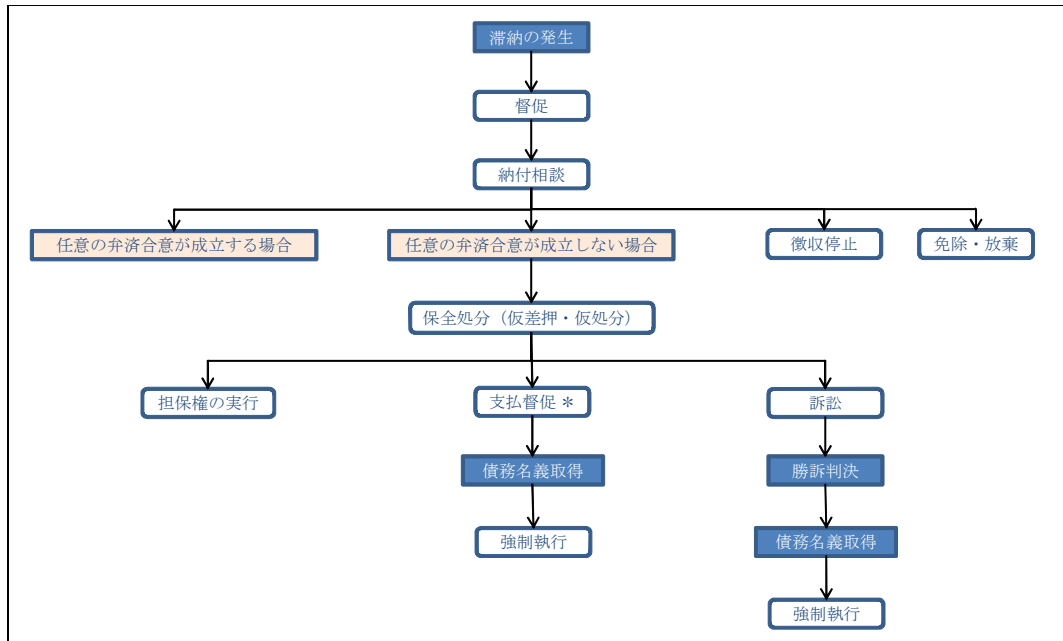
私法上の債権についても、地方自治法上の「債権」に該当することから、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項）。

具体的には、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならず（地方自治法施行令第 171 条）、また滞納処分についても 1.（2）非強制徴収公債権と同様の手続きをとる必要がある。

上述した通り、非強制徴収公債権及び私法上の債権については、強制執行を実施するためには一定の法的手続きをとる必要がある。これらの債権の督促、滞納処分等の流れは以下の通りである。

---

<sup>2</sup> 債務名義とは、債権について強制執行を行う権利を証明する公の文書をいう。



（上図は『自治体のための債権管理マニュアル』（東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム 編）より引用し、加筆修正した。）

\* 支払督促とは、簡易裁判所が、債権者の申立内容を審査して金銭等の支払を命じる手続きをいう。

### 【3】 延滞金の徴収

#### 1. 地方税

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当初 1 ヶ月は年 7.3%、ただし平成 19 年中は 4.4%（地方税法附則第 3 条の 2））の延滞金額を加算して納付しなければならない（地方税法第 64 条ほか）。

#### 2. 地方税を除く公法上の債権

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他地方税以外の歳入を納期限内に完納しないものに対しては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、上記、地方税と同様（年 14.6%（当初 1 ヶ月は年 7.3%、ただし平成 19 年中は 4.4%））の延滞金を徴収する（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定による延滞金徴収条例第 3 条、法第 231 条の 3 第 2 項）。

#### 3. 私法上の債権

契約上の取り決めによる。

## 第4 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括

### 1. 融資業務及び債権（未収金を含む）回収業務の体制等について

#### (1) 現状

##### ①未収金の回収可能性

以下の表に示すように、監査対象とした未収金について、監査人の判断においてその回収可能性を6つのカテゴリーに分類した。なお、当該分類の事業別内訳は第6【1】に示している。

【未収金の回収可能性分類表】

(単位：千円)

分類		金額		
		A. 総額	B. 貸付金 (Aの内訳)	C. 中小企業 高度化資金 貸付金 (Bの内訳)
a.	債務者が免除決定を受けているものの未収金の額	9,215	1,150	0
b.	債務者が行方不明などで、かつ、保証人に資力が ないなど、実質的に回収が困難なものの未収 金の額	3,133,071	2,968,098	2,633,452
c.	分割回収しているが、年間分割回収額が、未収 金残高に比して極端に僅少なものの未収金の額	6,616,743	5,207,176	5,122,889
回収不能と見込まれるもの合計		9,759,029	8,176,424	7,756,341
d.	担保または保証人より回収可能と判断されるも のの未収金の額	201,280	34,746	0
e.	回収可能性がある、または多少の遅延はある が、ほぼ回収可能と判断されるものの未収金の 額	2,694,188	2,637,661	2,575,511
f.	回収可能性の判断が困難又は不明なものの未収 金の額	4,367,442	631,129	0
総合計		17,021,928	11,479,957	10,331,852

注1) 上記分類 c. の「分割回収しているが、年間分割回収額が未収金残高に比して極端に僅少なものの未収金の額」とは、回収期間が概ね50年以上を要するものとした。

注2) 中小企業高度化資金の元金部分は10,045,945千円である。

上記の表の a. b. c. に分類した未収金については、ほぼ回収が不可能なものと監査人が判断した未収金であり、その総額は97億円超、未収金全体の57.3%に上る。また、債務者数が多く、県において債務者の個別状況を把握していない未収金などを分類した f. 「回収可能性の判断が困難または不明なものの未収金の額」43億円についても、回収不能と見込まれるものも存在すると考えられることから、

今後回収不能となる未収金の額はさらに膨らむものと考えられる。

未収金の 5 割以上の 97 億円超の回収が見込めない状況は異常な状態であると言わざるを得ない。

未収金は通常回収すべき期限に回収できなかつた延滞債権であり、その発生自体が好ましいものではない。未収金の発生経緯は様々な個別事情はあるものの、未収金の財源は税金等であり、発生した未収金は、県として本来回収しなければならない債権である。

## ②主要な未収金及び回収不能額の内容

上記①で示した【未収金の回収可能性分類表】の内、貸付金の回収期限到来済み収入未済額（以下、貸付未収金という）が上表の B 欄である。

### 【貸付未収金全体の状況】

未収金 170 億円のうち、貸付金の回収遅延によるものが 114 億円（個別事業番号 14、18、19、20、27、30、32、33、34）と 7 割近くを占めている。

回収不能見込額（a. b. c.）の主要なものも、貸付金の未回収によるものが 81 億円と、回収不能見込額（97 億円）全体の 8 割を超えている。

融資業務は、県が直接債務者に融資する制度（以下、直接融資方式という。）と、金融機関を通じて間接的に融資する制度（以下、間接融資方式という。）があるが、未収金の多くは、直接融資方式から発生している。

### 【中小企業高度化資金貸付金の状況】

上表に示すとおり、貸付未収金の中でも中小企業高度化資金貸付未収金の割合は約 9 割を占める。回収不能見込額（a. b. c.）は貸付未収金の 81 億円のうち、77 億円が中小企業高度化資金貸付未収金であり（内 26 億円は平成 20 年度に不納欠損処理をしている。）その大部分を占めている。中小企業高度化資金貸付未収金の回収不能見込額は、平成 19 年度末中小企業高度化資金貸付未収金残高の 7 割を超えており、異常な数値を示している。

中小企業高度化資金の制度開始以来の融資額の経緯は以下の表に示される。

【中小企業高度化資金貸付金の経緯表】

(単位：億円)

状況	融資額	延滞利息	未収金残高
ア. 制度開始以来の融資総額	460		
イ. アのうち回収済額	264		
ウ. アのうち約定償還貸付金残高	7		
エ. アのうち正常に回収が行われていないもの	189		
オ. エのうち過年度不納欠損額	31		
カ. エのうち貸付条件の変更先債権残高	16		
キ. エのうち回収遅延先債権残高	142		
ク. キのうち未収金(回収期限到来済み未収納) ※	100	3	103
ケ. キのうち貸付金(回収期限未到来)	42		
コ. ケのうち回収不能見込額	7		
サ. ケのうちコ.以外	35		

※ クからサについては第6【3】中小企業振興資金元利金収入の事業者別状況②イ)を参照。

中小企業高度化資金貸付金は、制度開始以来の融資総額 460 億円のうち正常に回収が行われていないものは、189 億円(過年度不納欠損額 31 億円、貸付条件の変更 16 億円、回収遅延先債権 142 億円)と 4 割を超える。

中小企業高度化資金残高 165 億円(上記ウ、カ、キ)のうち回収遅延先債権は 142 億円と 86%に達する。

回収遅延先債権 142 億円のうち、貸付未収金(回収期限到来済み未収納)が 100 億円(当該 100 億円に延滞利息 3 億円を加算した 103 億円が 1. (1) ①【未収金の回収可能性分類表】の C. 10, 331, 852 千円に対応している。)、貸付金(回収期限未到来)が 42 億円となっている。

他の都道府県も中小企業高度化資金の延滞が発生しているが、共同通信社の調査によると、平成 19 年 3 月末の不良債権額の全国合計は 2, 345 億円となっている(非公表の 3 県を除く。以下同様)。

融資額に占める不良債権の比率(不良債権比率)は全国平均が 39. 9%であるのに対して和歌山県は 91. 9%と全国でトップとなっている。また、不良債権額も全国平均額が 54 億円なのに対して、和歌山県は 167 億円と兵庫県の 257 億円について 2 番目に多くなっている。

	不良債権比率	不良債権額
和歌山県	91. 9%	167 億円
全国平均	39. 9%	54 億円

(共同通信社調査 平成 19 年 3 月末時点)

なお、中小企業高度化資金貸付未収金の回収不能見込先には、回収期限が未到来の貸付金 7 億円（上表【中小企業高度化資金貸付金の経緯表】のケ. の 42 億円に含まれる。）も存在しており、その多くは回収不能と見込まれる（第 6【3】34（1）②イ）参照）。

さらに、上表のカ. の回収条件緩和等の貸付条件を変更している貸付金が 16 億円存在しており、これらのなかにも回収不能となる可能性の高い債権も含まれている（第 6【4】参照）。

## （2）監査結果に添えて提出する意見

### ①県が行う融資業務について

貸付未収金が 114 億円と多額に発生している主な原因は以下の点が挙げられる。

#### ア) 融資業務のノウハウの不十分な蓄積に関する問題点

融資業務は高度に専門的な業務であり、専門的知識・経験・ノウハウの蓄積を必要とする。しかし、県の融資業務は各所管部署ごとに行われているとともに、人事制度は通常 3 年程度で人事異動があり、組織として専門的知識と経験及びノウハウの蓄積が十分なされない構造となっている。

例えば、中小企業高度化資金貸付金では、「和歌山県中小企業高度化資金貸付金貸付事務取扱要領」に融資時の保証人の資産状況等の確認及び担保物件の鑑定評価についての記載がなく（平成 20 年 9 月改正において不動産鑑定士の鑑定評価を必要とすることとした。）、融資時の保証人の資産状況等の確認及び担保物件の鑑定評価を行っていないものも多数存在する。

また、巨額融資を行うに当たって最も重要な事業計画等の融資審査を、新規貸付が行われた平成 12 年度までは、融資審査の専門家ではない県の一組織（平成 7 年度までは和歌山県中小企業総合指導所、平成 8～11 年度は商工労働総務課企業診断室、平成 12 年度は商工労働総務課（企業診断班））で行っており、報告書に基づいて行う融資審査は甘くなりがちであり適切な審査体制とはいえなかった。

平成 13 年度以降の新規貸付は行われておらず、上記要領も融資審査の専門家を含めた外部委員からなる審査委員会に諮問する手続きに改められてはいるもの（平成 18 年 12 月の改正において、商工団体関係者、政府系金融機関の代表者、審査事項に見識を有する者等を審査委員とすることとした。）、当該外部委員の属する組織に対して融資の結果責任を問う仕組みとはなっておらず、責任の所在という面からは、未だ、充分適切な融資審査体制といえるものではない。

#### イ) 部署別融資体制と債権（未収金を含む）管理体制の問題点

上記ア)に記載したとおり、融資業務は高度に専門的な業務であり、専門的知識・経験・ノウハウの蓄積が必要であるが、それとともに、融資業務を支える組織及びシステムの整備も必要となる。しかし、県には融資業務を行うための専門組織はなく、多くの部署において融資業務が独自に行われている。その結果、部署間、個人間の習熟度にも大きな違いが発生しやすい状況となっている。

また、債権管理は、多くの部署においてシステム管理されておらず、手書きの帳簿で独自の方法で管理されている。融資を行うに当たって、一般的に必要なと考えられる管理システムが適切に整備されているとは言えない。

#### ウ) 未回収等が発生してもその責任の所在が明確とならない制度上の問題点

現在の地方公務員法上、未収金や不納欠損金が発生しても、法的手続きに瑕疵がなければ、担当部署の責任者や職員が減給などの懲戒処分を行いにくい（地方公務員法 29 条 1 項）。そのため職員には、融資を行う際に、未収金の発生を防止しようという意識が働きにくい仕組みとなっている。

以上のように、県が直接融資業務を行う体制にはいくつかの問題点が認められ、現状の体制は融資業務を行うのに、なじまない体制である。県が直接融資業務を継続するのであれば、まず上記ア)、イ)、ウ)で指摘した体制の整備を行ったうえでなければ、今後も同様の未収金、不納欠損金は継続的に発生するものと考えられる。

県が直接融資業務を継続するのであれば、上記の体制を整備する必要があり、そのためには膨大なコストと時間を要することとなり、必ずしも現実的な対応ではない。

金融機関等と未回収、不納欠損額の発生リスクを分担しながら金融機関等を通じての間接的な融資を行う方法を検討するなど、回収不能となる未収金の発生しにくい仕組みを構築する必要がある。

#### ②未収金回収業務について

「第2 和歌山県の未収金の状況」に記載したとおり、未収金の残高は 170 億円前後で推移しており、未収金の回収状況は芳しくない。その、主な原因は以下の点が挙げられる。

#### ア) 未収金の部署別管理の問題点

県として未収金を統括して管理する部署が無く、未収金は部署別に管理されており、多くの部署において、部署としての本来の所管業務とともに、未収金回収



業務を兼務して行っている。そのため、部署によっては、過去の慣習、独自の方針や判断で回収業務を行っており、各部署または各職員により回収方針や回収意識が大きく異なっている。

未収金の回収業務は組織としての回収の判断や、専門的な知識・経験等を要するものであり、本来の所管業務を行いながら傍らで各部署独自の判断で未収金回収業務を行っても、その効率性は高まらず回収実績も上がらない。

#### イ) 未収金回収のモチベーションが働きにくい仕組み

部署によっては、積極的に回収業務を行っている部署もあるが、極めて少額の回収を漫然と継続している部署もあり、担当部署に属する職員個人の意識の差によって回収実績は大きく異なっている。これは、上記ア) の部署別管理体制の問題点と合わせて、県の人事評価制度は未収金回収業務を積極的に行わなくともマイナス評価される仕組みとはなっておらず、積極的に回収業務を行うモチベーションが働きにくい仕組みとなっているためと考えられる。

#### ウ) 債権管理の手法の問題点

多くの部署では、未収金は紙（及び表計算ソフト）台帳で管理されており、債権の回収状況、延滞状況などをリアルタイムで一覧して、継続的にモニタリングする仕組みが整備されていない。

また、継続的に担保や保証人の状況を適切に把握していない部署もあり、多数の債権管理を行うための適切な事務が行われていない部署もある。

例えば、中小企業高度化資金貸付金（未収金含む）の残高は 142 億にのぼり、今後長期間にわたり、債権管理を行わなければならないが、貸付金の管理台帳は手書きの紙台帳（表計算ソフト併用）で管理している。

また、中小企業高度化資金貸付金の、条件変更の申し出を受けた場合、県は、外部機関に対して組合の状況や条件変更がやむを得ないものかどうかの判断等を記した「事業診断報告書」の作成を委託している。

しかし、「事業診断報告書」では収支改善策の実施予定や組合員の努力姿勢を評価して、条件変更をやむを得ないものとしているものもある。将来的な資金収支シミュレーションを行ったうえで、返済の実現可能性を評価するなど、具体的な根拠に基づく審査を実施すべきである。

以上のように、現状の県の債権回収業務を行うための体制にはいくつかの問題点が認められる。県が今後未収金回収実績を向上させるためには上記、ア)、イ)ウ)の問題点を改善しなければならない。

未収金回収専門部署の設置や、民間債権管理回収会社の積極的活用、回収業務に対する適切な評価制度の導入、債権管理システムの導入など、県としての未収金回収業務のあり方を検討する必要がある。

## 2. 延滞債務者の情報の共有化及び多重延滞債務者の名寄せについて

### (1) 現状

#### ①延滞債務者の情報管理の状況について

未収金の管理・回収業務は、税金の未収金については税務課、貸付金の未収金については貸付を行った所管課というように、原則として未収金の発生する原因となった業務を執行する部署ごとに行っており、未収金の発生している債務者（以下、延滞債務者という。）の情報は県庁内で共有化されていない。

したがって、例えば税金の延滞債務者に対しても他の部署が融資を行い、さらに債権を有することとなる可能性がある。

延滞債務者への新たな融資は、その融資自体も回収遅延が発生し、未収金となる（以下、当該状況の債務者を多重延滞債務者という。）可能性が高いものと想定される。

#### ②未収金回収業務の不効率性について

また、多重延滞債務者が発生しても、県は、その状況を把握する仕組みを有さないため、各部署は別々に回収業務を行うこととなり、非効率な財務事務を行うこととなっている。

なお、債務者情報は個人情報であるため、監査の過程において、多重債務が実際に発生しているかどうかの確認は行っていない。

## (2) 監査の結果に添えて提出する意見

### ①延滞債務者の情報の共有化について

巨額の未収金が発生している現状を改善するためには、極力、未収金の新たな発生を防止する必要がある。延滞債務者への融資は未収金となる可能性が高く、多重延滞債務者が発生しないための方策を検討する必要がある。

多重延滞債務者の発生防止のためには、例えば、融資業務を行う際には、延滞債務者へは融資を行わないとするルールを策定することなどを検討する必要があるが、そのためには、まず、延滞債務者の情報を共有化できる体制を構築する必要がある。

### ②多重延滞債務者の名寄せによる回収業務の効率化について

多重延滞債務者について、部署別に債務者の情報を管理し、未収金回収業務を行うことは財務事務上の効率性が非常に低く、また効果も上がりにくい。多重債務者の債権回収を効率的に行うためには、多重債務者の情報を共有化する仕組みを構築する必要がある。そのうえで多重債務者の債務の名寄せを行い、各部署が債務者の情報を共有しながら共同して未収金回収業務を行い、事務の効率化を図る必要がある。

なお、債務者の延滞等の情報は「和歌山県個人情報保護条例」の個人情報にあたり、同条例 12 条において「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない」（実施機関とは、知事、議会、教育委員会等のそれぞれの機関をいう。同条例、第 2 条 1 項 2 号）とされているが、県におけるすべての未収金の管理業務はすべての個人情報取扱事務の目的と不整合が生じるものとは考えられない。つまり、県としての未収金管理業務を個人情報取扱事務の目的として個人情報取扱事務登録簿に登録すれば登録後に入手した個人情報は、実施機関内部での利用及び実施機関以外への情報提供が可能となると解する。

あるいは、「和歌山県個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認める」ときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は実施機関以外のものに提供することができる（同条例 12 条 1 項 7 号）ことから、審議会の意見を聞いた上で、県の未収金管理のための個人情報の利用は相当の理由があると県が判断できる場合がある。

地方税法 22 条では「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合に

においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」としているが、滞納者名及び滞納税額の一覧等は地方税法の「秘密」には該当しない（自治府第159号 昭和49年11月19日 「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について（通知） 自治省税務局長）ものであり、少なくとも滞納者情報を県の債権管理のために共有化することを制限するものではないと解される。

また、例えば、自治省税務局長にあてた内閣法制局第1部長からの「地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について」の照会回答（昭38.3.15 内閣法制局1発第6号）によると、公営住宅の事業主体の長が、公営住宅法23条の2（現行法34条）の規定により、市町村長に対して、市町村民税の課税台帳を閲覧させることを求めた場合、その求めに応じて閲覧させても地方税法22条の秘密ろうえい罪は成立しないとしている。

いずれにせよ、個人情報保護条例、地方税法、その他関係法令等を調査し、その趣旨を踏まえつつも、情報の共有化による効率的、効果的な未収金管理業務が行えるよう、適切な条例・法令等の運用を検討する必要がある。

### 3. 延滞金・違約金の未収計上及び回収について

#### （1）現状

##### ①延滞金・違約金の趣旨

延滞金・違約金（公債権については延滞金、私債権については通常、違約金というが、同様の性格のものであるため、以下、延滞金等という。）は債権の回収期限に支払いがなされない場合、債務者に対して課す一定のペナルティーである。延滞金は回収遅延防止効果を期待するとともに、回収遅延に対する回収コストを債務者に負担させるものでもある。

公債権に係る延滞金等は年14.6%（当初1ヶ月は年7.3%、ただし平成19年中は4.4%）（「第3 債権の種類と法的性質 【3】延滞金の徴収」参照。）とされている。私債権の延滞金等は契約によっており、いくつかの種類があるが、その多くは、融資の収入未済額に対するものであり、中小企業高度化資金貸付金（高度化資金）では、延滞期間に応じ延滞債権額に対して年間10.75%の延滞金等を徴収することとなっている。

## ②延滞金等の未収金計上（調定）について

延滞金等について調査したところ、一部の延滞金等（個別事業番号 21 番）を除き入金された時点で調定を行っている。したがって、県では、延滞金等の未収納額について調定が行われておらず、未収金としての会計処理が行われていない。

## ③延滞金の把握の方法についての問題点

延滞金の計算は、税金及び貸付金等の一部を除き、調定の都度、手計算（表計算ソフトの利用含む）により算出している。したがって、県は、税金及び貸付金の一部を除き、未収金残高に係る現在の延滞金等の金額を把握しておらず、債権管理の対象外となっている。

監査人が未収金の延滞金等の金額を試算したところ 50 億円<sup>3</sup>を超えており、その大半が回収不能となる恐れがある。

## （2）監査の結果

金額の確定した延滞金等は事前に調定を行い、そのうち収入未済の延滞金等については、未収債権として認識し未収金として計上しなければならないが、県は延滞金等の事前調定を行っていない。したがって、当該財務事務は妥当でない。

また、元金等が完納されていない債権に係る延滞金等についても、現在、県がどれだけの延滞金等を保有し、今後回収しなければならないかを把握しなければならないが、県は、延滞金等の総額を管理する仕組みを有さない。県は、延滞金等を総括的に計算し、把握するための仕組みを整備し、債権管理の対象とする必要がある。

---

<sup>3</sup> 【試算方法】

監査対象とした未収金を調定年度ごとの延滞期間に応じて、一律 10.75%を乗じて計算した。延滞期間は、平成 19 年度調定額は 0.5 年、平成 18 年度調定額は 1.5 年、平成 17 年度調定額は 2.5 年、平成 16 年度以前調定額は 4 年とした。

なお、一部の未収金については延滞金の徴収を行わないものもあるが、公債権の延滞金は 14.6%であり、また、平成 16 年度以前の調定額には 4 年以上滞留しているものも多く含まれるため、厳密に計算すると延滞金等の金額はさらに大きくなると考えられる。

#### 4. 徴収停止手続きの検討

##### (1) 現状

未収金の回収には、多くの管理コストと回収コストを要する。しかし、分割回収金額が極めて僅少であり、未収金を全額回収するには長期間（中には 2,000 年以上を要するものもある。）を要し、効果的な回収業務が行われていない例が見受けられた（個別事業 10 番、16 番、19 番、21 番）。

##### (2) 監査の結果に添えて提出する意見

これらの未収金については、公正性を勘案しながら、督促等に係る事務負担を軽減するため、法的手続きも検討した上で、令第 171 条の 5 に定める徴収停止の手続きを認識して、その活用を検討する必要がある。

#### 【参考】地方自治法施行令 第 171 条の 5（徴収停止）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

#### 5. キャッシュアウトの有無による未収金の取扱いについて

##### (1) 現状

未収金には、貸付金のように、キャッシュアウト（現金支出）をしたものが、未回収となり未収金として計上されるものと、違約金や延滞利息等のようにキャッシュアウトの伴わないものが存在する。

##### (2) 監査結果に添えて提出する意見

県の未収金としてはどちらも回収しなければならない未収金ではあるが、県財政への影響の観点からすると前者の未収金の位置づけがより重要なものとなる。

ただし、キャッシュアウトを伴わない未収金についても延滞金等の金額的重要性は高く、安易に処理すべきではないが、公平性に留意しつつも、回収コストを勘案しながら、明確なルールと手続きに基づき不納欠損処理を進めていくことも検討する必要がある。

## 6. 税全般に関する意見

### (1) 収入率の推移と全国平均との比較

	平成17年度				平成18年度				平成19年度			
	和歌山県	全国平均	差	順位	和歌山県	全国平均	差	順位	和歌山県	全国平均	差	順位
個人県民税	88.7	91.5	-2.8	46位	90.1	92.3	-2.2	44位	93.6	94.2	-0.6	35位
個人事業税	87.1	99.0	-11.9	37位	87.9	91.8	-3.9	37位	93.3	92.5	0.8	13位
不動産取得税	81.5	87.6	-6.1	42位	85.1	88.5	-3.4	41位	83.3	89.1	-5.8	42位
自動車税	95.0	95.3	-0.3	30位	95.0	95.6	-0.6	33位	95.4	95.9	-0.5	32位
法人県民税	99.4	98.7	0.7	14位	99.5	99.0	0.5	12位	99.3	99.1	0.2	18位
法人事業税	99.6	99.0	0.6	17位	99.7	99.1	0.6	10位	99.6	99.2	0.4	16位
軽油引取税	99.3	96.0	3.3	11位	99.6	96.4	3.2	4位	99.5	96.5	3.0	7位
税全体	96.0	96.9	-0.9	36位	96.8	97.2	-0.4	33位	97.0	97.2	-0.2	32位

上表のとおり、和歌山県における収入率は年々上昇しているものの、全国順位は32位（平成19年度）と低迷している。特に個人県民税、不動産取得税、自動車税の収入率及び全国順位が低く、これらの収入率をいかに上げていくかが重要である。

### (2) 収入未済額等の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収入未済額（百万円）	3,119	2,917	3,007
（県民税除く）	1,565	1,432	1,243
収入率（%）	96.0	96.8	97.0
差押件数（件）	1,562	1,566	2,638
不納欠損額（百万円）	300	246	214

上表のとおり、個人県民税を除いた収入未済額は減少してきている（なお、平成19年度は住民税率の引き上げに伴い収入率は上昇しているが収入未済額も上昇している）。したがって、個人県民税の回収状況が今後の税全体の収入率に大きな影響を与えると考えられ、市町村との連携が重要課題になるとと思われる（第6【1】1.参照）。

### (3) 県税事務所ごとの収入率の推移

	平成18年度	平成19年度
県全体	96.8	97.0
和歌山県税事務所	96.8	97.0
紀北県税事務所	93.5	94.8
紀中県税事務所	96.6	96.5
紀南県税事務所	92.5	93.9

和歌山県には、和歌山県税事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所の4か所の県税事務所がある。実際の徴収事務は県税事務所ごとに実施されているが、県税事務所ごとの収入率を見てみると、紀北、紀南の収入率が低いことがわかる。特に困難な案件を抱えている可能性もあり、収入率の低い原因を追究するとともに、それに応じて職員の専門性や能力を勘案して人員配置を適正に行う必要があると思われる。

#### (4) 徴税费、徴収職員数の比較

調定額、収入額と徴収職員数

(単位：千円)

	平成18年度					
	収入率	調定額 (現年+繰越)	収入額 (現年+繰越)	徴収職員数	一人当たり調定額	一人当たり収入額
和歌山県	96.8	98,374,836	95,211,147	51	1,928,918	1,866,885
大阪府	96.7	1,324,269,988	1,280,557,626	512	2,586,465	2,501,089
兵庫県	96.0	650,966,719	625,223,517	278	2,341,607	2,249,005
奈良県	95.4	115,143,189	109,843,512	62	1,857,148	1,771,670
京都府	98.1	294,775,363	289,170,185	180	1,637,641	1,606,501
滋賀県	97.0	162,428,559	157,530,255	88	1,845,779	1,790,117
新潟県 (全国1位)	98.5	264,666,576	260,660,134	148	1,788,288	1,761,217
全国平均	97.2	16,798,320,885	16,324,288,842	8,081	2,078,743	2,020,083

徴税费

(単位：千円)

	平成18年度					
	収入率	調定額 (現年+繰越)	収入額 (現年+繰越)	徴税费	調定額/徴税费	収入額/徴税费
和歌山県	96.8	98,374,836	95,211,147	3,014,331	33	32
大阪府	96.7	1,324,269,988	1,280,557,626	28,023,910	47	46
兵庫県	96.0	650,966,719	625,223,517	17,148,347	38	36
奈良県	95.4	115,143,189	109,843,512	4,034,555	29	27
京都府	98.1	294,775,363	289,170,185	9,268,369	32	31
滋賀県	97.0	162,428,559	157,530,255	4,355,182	37	36
新潟県 (全国1位)	98.5	264,666,576	260,660,134	6,674,882	40	39
全国平均	97.2	16,798,320,885	16,324,288,842	431,926,869	39	38

近畿2府4県、収入率が全国1位である新潟県、全国平均の徴収職員数、徴税费を比較したものが上の表である。和歌山県よりも収入率の高い京都府、滋賀県、新潟県と比較してみると、徴収職員一人当たり収入額は和歌山県のほうが高くなっている。また、収入額/徴税费は若干低くなっているものの、和歌山県の場合には面積も広く、徴収事務に係る人員、経費は他自治体に比べて高くなると推測される。

徴税事務は、「新行財政改革推進プラン」において、歳入確保が喫緊の課題とし、積極的に取り組むべきとされている。また、徴税事務は、それに費やした人員や費用に対して収入額の増加が見込まれるものである。したがって、徴税職員のみならず、徴税コストをより投入することにより、さらに収入率は上昇する可能性があると考えられる。特に、上表のようなデータを県税事務所ごとに作成するなど、県税事務所ごとの状況を明らかにし、人員配置が適正かどうかを検討する必要がある。ただし、単に徴税コストを投入するのではなく、徴税コストに見合う効果を適切に評価する仕組みについても検討する必要がある。

また、徴税事務については、職員の専門的知識や能力が重要となる。したがって、人員数の確保のみならず、研修の機会の確保、必要な資料の配付、情報共有など、職員の能力向上を図る方策が必要である。



## 第5 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の

### 要約

#### 1. 個別事業の監査結果の要約

番号	未収金の種類	監査結果の要約
19	林業・木材産業改善資金貸付金	<p>契約上、県は必要と認める場合、担保を設定することになっているが、いずれも担保設定をしていない。</p> <p>適時、適切な担保設定の事務処理、保証人への法的対応がなされておらず、妥当な事務処理であるとは言えない。適切な債権の保全及び回収事務を実施する必要がある。</p>

#### 2. 個別事業の監査結果に添えて提出する意見の要約

番号	未収金の種類	監査結果に添えて提出する意見の要約
1	個人県民税	<p>税源移譲に伴い県税に占める個人県民税の割合は大きくなってきているため、個人県民税の収入率を上げることが徴税事務にとっては重要であり、引き続き市町村と連携しながら収入率を高める方策を検討すべきである。</p> <p>また、直接徴収を行うためには市町村長の同意を得ることが必要であるが、直接徴収を実施した場合には大幅に収入率が上昇していることから、直接徴収や職員の市町村派遣を拡充させるなどとともに、市町村の徴収力を向上させる方策をさらに実施する必要がある。</p>
2	法人県民税	<p>平成 19 年度末で未納となっている滞納繰越 510 件のうち、分納、差押などを行っていない要整理案件が 361 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。</p>
3	個人事業税	<p>大口案件の徴収により収入率は上がったものの、最も古いもので昭和 62 年調定分が未納として残っているなど、回収が難しくなっている案件も多い。また、平成 19 年度末で未納となっている 831 件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が 554 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。</p>
4	法人事業税	<p>未収となっているものの約 4 割が平成 16 年度以前の調定額であり、特に平成 4 年～平成 10 年のもののみで 22,273 千円と、古いものの占める割合が大きい。また、平成 19 年度末で未納となっている滞納繰越 119 件のうち、分納、差押などを行っていない要整理案件が 70 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。</p>
5	不動産取得税	<p>納税意識の低さが収入率に大きく影響しているものと考えられることから、納税意識を向上させるための啓発や差押などを実施することが必要である。最も古いもので昭和 52 年調定分が未納として残っているなど、回収が難しくなっている案件も多い。また、平成 19 年度末で未納となっている</p>

番号	未収金の種類	監査結果に添えて提出する意見の要約
		1,435件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が896件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。
6	自動車税	平成19年度末で未納となっている12,625件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が9,898件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。 例えば、自動車税滞納者に対してタイヤロックを取り付けるなどの取組を行っている都道府県もあり、差押などの強硬手段を一層強化する必要がある。
8	加算金（県税関係）	本税自体が未収となっているものが多く、回収の優先順位が低くなっているのが現状である。加算金についても本税と同様に回収するという意識をもつことが重要である。
10	代執行費用	頻繁に面談、督促しても僅少額の回収しかできていない例があり、回収に要するコストに対して十分な効果が得られていない状況にあるものと考えられることから、法的措置を行ったうえで、回収不能部分の不納欠損処理について検討することも考えられる。
11	生活保護費返還金	返還義務者は引き続き生活保護受給者である場合が多く、返還金の債権回収が困難となるのはやむを得ない。したがって、債権の発生を未然に防ぐことが最重要課題であり、対象者に対する定期的な資格審査の頻度を上げることが必要である。
12 15	児童福祉施設 児童福祉施設（障害福祉）	回収業務は子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所等といった各出先機関で行われているが、滞納処分の実施方法・取扱が出先機関によって異なっており、統一的な基準が定められていない状況である。回収業務マニュアルに具体的な基準を示すことによって、画一的な対応を行うことが望ましい。
13	児童扶養手当返還金	資力のない者も多く、いったん返還金となった場合の債権回収が難しくなっているのが現状である。したがって、債権の発生を未然に防ぐことが最重要課題であり、対象者に対する制度内容の周知徹底、定期的な資格審査が必要である。
14	母子寡婦福祉資金貸付（元金・利子）	<p>① 収金発生抑制及び滞納整理の強化について</p> <p>【事業開始資金に関する事業の進捗管理】</p> <p>事業開始資金は事業を失敗するリスクをとるものであるため、定期的な進捗管理を行うとともに、計画との乖離が生じた場合には「事業計画書」の修正を求めることが必要であると考えられる。</p> <p>【滞納整理の強化について】</p> <p>これらの長期間にわたって回収が滞っている債権については、債務者間の公平性や回収整理手続きの公正性の観点からは、法的手続きを経た上で強制執行等の手段を講じることにより回収を図ることも検討すべきである。また、それと同時に法的手続きをとるものと法的手続きをとらずに不納欠損処理を行うものの区分について統一的な基準を設けることが必要である。</p> <p>② 違約金の徴収基準について</p> <p>当該貸付金については延滞元利金額につき年10.75%の違約金が発生する旨が定められているが、殆どのケースにおいて「母子・寡婦福祉資金等違約金不徴収決定事務取扱要領」に基づき、違約金の徴収を実施していない。要領では一定の場合徴収しないことができるとされているが、違約金</p>

番号	未収金の種類	監査結果に添えて提出する意見の要約
		は、滞納に対する罰則であり、公平性・公正性の観点から違約金の不徴収はあくまで例外的なものにすべきであると考えられることから、違約金の不徴収の要件について厳格化することを検討されたい。
16	弁償金	当該未収金の回収期間は常識では考えられない長期間を要するものであるが、未収金が生じた経緯から、回収を継続するという県の方針を尊重すると、債権回収の専門部署を設置するなど、効率的に回収業務が行えるよう、方策を検討すべきである。
17	県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金	未収金の管理コスト・回収コストを考慮し、合理的な回収期間での回収努力を行う必要がある。
19	林業・木材産業改善資金貸付金	契約上、12.25%の違約金が発生し、既に違約金合計額は42,318千円と未収金元金を上回っている。現状の僅少額の回収条件では違約金はさらに膨らむこととなり、違約金はもちろんのこと、元本部分の回収も非常に厳しい状況である。今後、法的措置も検討し、回収不能部分については不納欠損処理を検討すべきものとする。
20	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	<p>【未収金の回収努力について】</p> 延滞未収金の回収については努力のあとが伺えるが、状況に応じて、法的対応も含めさらに回収努力を継続する必要がある。 <p>【貸付金の資金造成残高の状況】</p> 貸付金の実態に合わせた、予算の編成及び貸付金原資としての資金造成残高を設定すべきであり、過剰となっている資金造成残高は一般会計への戻入をさらに進めていく必要がある。
21	工事等契約解除違約金	当未収金はキャッシュアウトを伴っておらず、未収金の管理コスト、回収コストを考慮し、実質回収不能な状況にあるものは、所要の手続きを行ったうえで不納欠損処理を行うべきである。
23	橋梁設計損害賠償違約金	三田1号橋の訴訟における拡張申立額121百万円は、県が立替払いした支出等に関する請求額であると認識されることから、本来手直し工事が完了した時点（平成18年度）で調定を行い、まずはK社に直接請求を行うことが必要と考える
25 26	県営住宅家賃 県営住宅駐車場使用料	<p>①連帯保証人に対する連帯保証の履行請求について</p> 公営住宅の入居に際し連帯保証人を求めている。しかし過去に連帯保証人に対しては納付催告を行った例もあるが、滞納者に対する納付指導を依頼するに留めている例が多く、滞納家賃の連帯保証を求めた例は少ない。滞納家賃の債権回収のために連帯保証人に対し保証の履行を求めることが求められる。 <p>②情報の共有化</p> 現在も情報共有化のための会合の開催等により関連する情報の共有化が図られている。しかし、家賃滞納者には、多重延滞債務者も含まれているケースが想定され、かつ昨今の経済情勢を鑑みれば、その比率は今後上昇する可能性が高まると想定される。多重延滞債務者の名寄せにより、回収事務の効率化を図る必要がある。 <p>③代理納付制度の更なる運用の拡充について</p> 代理納付制度が活用されているがまだ十分ではない。住宅使用料相当分が支給されている生活保護世帯から代理納付により住宅使用料を徴収する

番号	未収金の種類	監査結果に添えて提出する意見の要約
		<p>ことは、未収金の発生防止、一般世帯との負担の公平性という観点からも望ましく、さらにこの制度を活用することを検討する必要がある。</p> <p>④指標設定による目標管理の実施について 債権回収に関する目標を具体的な指標で設定されていない。 漠然と徴収率を前年よりアップさせるという抽象的な目標ではなく、目標達成年度における最終目標徴収率を設定し、それに至る経過年度毎にも目標徴収率も設定する必要がある。 また、その進捗管理を通して数値目標管理を実施する仕組みを構築することが望まれる。</p>
29	港湾施設使用料等	<p>使用許可申請時期と使用開始時期の関係から、使用後の納付となるケースについては、使用の申請と同時に使用前の納付を免除する申請書も提出させ、実際の納付形態は大半がこの状況にある。滞留債権の発生を抑止する観点からも、できる限り使用前に納付させる必要がある。</p> <p>設備の利用促進と債権回収は全く異なるレベルの話であることから、両者を明確に区分したうえで使用料の支払い状況と施設使用の許可・承認作業についても明確なルールを設け、また債権回収マニュアルを速やかに作成し、債権回収を進める必要がある。</p>
30	和歌山県修学奨励及び進学奨励	<p>①地域改善対策進学奨学金等貸与制度の導入時の不適切な指導について 進学奨励事業に係る奨学金の収納率が悪いのは、地域改善対策進学奨学金等貸与制度の導入時の不適切な指導がまだ尾を引いているとの説明であるが、これを低収納率の理由としてはならない。</p> <p>②回収のためのマニュアル 回収のためのマニュアルが整備されていない。効率よく収納率を高めるためには、速やかに債権（滞留債権も含む）の回収手続きを詳細に記載したマニュアルを至急整備することが求められる。</p> <p>③不納欠損処理 過去に不納欠損処理はなし。不能欠損処理については、当該債権は私法上の債権として民法の規定に従うべきと解される。時効が成立したもの、債務者が行方不明等により回収見込みがない債権については、該当事実の発生後速やかに免除または不納欠損処理を行い、限られた人的資源を回収可能性のある債権に集中させ、効率よく債権管理を行うことが求められる。</p> <p>④延滞金の回収 進学奨励事業に係る奨学金では10.75%の遅延金が、また和歌山県修学奨励事業に係る奨学金は10.95%の遅延金が適用する条例により請求できることが明記されているが、実際に請求されたことはない。 この延滞金は、滞納者に対するペナルティーであり、滞納者に対する納付への誘因となるものであることを踏まえ延滞金について認識し債権管理の対象とすべきである。</p>
31	放置違反金	<p>他府県居住者については、対応が後回しになっているきらいがあり、公平性を確保するためにも、他府県警察との連携を強化し、さらなる回収促進に努めていく必要がある。</p>
32	設備資金	<p>回収業務マニュアルが整備されていない。効率的な回収及び整理を進める上で、業務マニュアルの策定・遵守が必要である。</p>
33	繊維構造改善資金貸付	<p>県としては、組合と直接契約関係にないため、組合に対して回収手続きを行うことは出来ず、機構による回収実績に基づく回収しかなし得ない。</p>

番号	未収金の種類	監査結果に添えて提出する意見の要約
	金元利収入 B方式	機構との間で情報共有を十分に行い、組合及び連帯保証人の状況を把握した上で回収手段の提示を行う等、今後の回収強化に努められたい。

### 3. 中小企業高度化資金の債務者別の監査結果の要約

債務者（事業者）番号	監査結果の要約
34-1, 2, 17, 21, 28, 32, 33,	これらの案件は債務者の事業が休止されているケース、現状の回収金額はゼロまたは僅少であるケースなどであり、連帯保証人の資産状況の調査又は請求が行われていない案件である。県は貸付金の回収のため、保証人に対しても回収事務を行い、速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

### 4. 中小企業高度化資金の債務者別の監査結果に添えて提出する意見の要約

債務者（事業者）番号	監査結果に添えて提出する意見の要約
34-1	当該貸付金の延滞の理由は、消費の低迷、競合店との競争激化を理由としているが、融資額の殆どが回収不能状態に陥っており、結果的に融資時の審査が甘かったと判断されかねない状況にある。
34-3	当該債務者の借入金売上高を大きく上回っており、財務体質は極めて脆弱である。また、長期の資金繰り表、利益計画、貸借対照表等を入手しているが、売上はかなりの右肩上がり、将来の売掛金残高が年間売上を上回るなど将来計画は精緻さに欠け、実現可能性にも疑問が残る。 将来計画を入手するだけでなく、その内容を十分検討し、状況によっては、担保物件の売却や保証人への請求も検討し、その準備を進めておく必要がある。
34-4	返済計画では後年度ほど返済額が大きくなっており（現在の毎月返済額は 225 千円、平成 26 年以降の返済額は毎月 2,150 千円）、計画どおりに返済できるかどうか疑問である。今年度、再度企業連携アドバイザーによる診断を予定しているとのことであり、その結果により適切な返済計画を立てるべきである。
34-5	状況は改善されているものの、残債額は依然として大きく、返済計画を策定するなど回収に向けての方策を検討すべきである。
34-6	1 件については返済計画書が提出されているが、後年度の返済額が大きくなっている。これは、現在他の金融機関へ返済している金額を上乗せしたものであり、現実的な計画であると思われる。今後は計画どおりの返済がなされるかどうか注視すべきである。 他の 1 件については、平成 20 年度のアドバイザーによる巡回指導の結果、平成 20 年度の約定償還は困難であり、条件変更が必要であるとの結論であった。今後の返済状況を勘案しながら、条件変更について検討する必要がある。
34-7	残債額 233,715 千円に対して、毎月の償還額は 50 千円と、完済にはほど遠い。担保物件についての評価も実施しておらず、早急に評価を行うとともに、速やかに保証人への請求及び強制執行等の法的手続きを検討する必要がある。
34-8	平成 20 年 8 月に返済の猶予依頼を受けている。残債額も大きく、今後の動向に留意すべき必要がある。

債務者（事業者）番号	監査結果に添えて提出する意見の要約
34-9	平成 19 年度の診断結果は良好であり、平成 20 年度から年間 12,000 千円の返済を予定しているということであるが、現在の不況の影響が懸念される。予定通りの返済がなされているかどうか留意する必要がある。
34-10	提出された償還計画によれば、平成 20 年度は 19,500 千円の償還となっているが、段階的に増額され、平成 29 年の償還額は 60,000 千円となっている。現実的な償還計画か疑問があり今後の動向に留意する必要がある。
34-11	業界の動向の影響が大きく、現在のペースでは 10 年で完済できる見込みであるが、最近の不況の影響が懸念される場所である。企業診断を行い、継続的に状況把握に努める必要がある。
34-13	早期回収を図るためにも、企業診断を実施し、償還計画を立てる必要がある。
34-14	土地の売却については工事も進んでいるなど現実的なものようである。しかし、昨今の不況に伴い状況が一変する可能性もあるため、留意する必要がある。
34-15	残債額に比べて、償還額があまりにも少額（平成 19 年度 4,500 千円）となっている。また資産売却により返済の意思あるも、売却希望価格は 1 億円にとどまっており、担保物件についても商工中金、県保証協会と同順位であり資産による回収は非常に困難と考えられる。保証人への請求、強制執行等も含め、早期に法的措置を実施することも検討すべきである。
34-16	毎月の返済額に比べて残債額は大きく、今後最大でも 10 年間の営業継続であることからすれば全額回収は困難である。担保物件についても残債額を回収するだけの価値ない。
34-18	現在の残債残高と償還計画を考慮しても相当程度長期にわたることは容易に想定でき、かつ現在の業績が長期間にわたり維持できることにも確認が持てないため、連帯保証人の資力（返済能力）の調査努力はしたが把握できておらず、速やかに調査しておくことが必要である。
34-19, -22	速やかな債権回収を図るため、支払が滞留した時点で連帯保証人の資力（返済能力）を速やかに調査しておくことが必要である。
34-30	平成 20 年度に元本残高 1.3 億円を債権放棄している。融資を受ける際、当該企業が工場建設における近隣対策の状況について確認を行っていなかった。このようなことは、所定の手続きを経た融資といえど事実上融資の検討が甘かったと言わざるを得ない。
34-31	24 億の巨額融資の大部分が回収されず、平成 20 年度に元本残高 22 億円を債権放棄している。平成 8 年から 9 年（バブル経済崩壊後）に行った融資が、10 年後に 5%強の配当しか回収できないという状況は、異常な状況である。経営計画の内容、担保評価等に相当程度の問題が潜んでいた可能性もある。設立当初メインバンクの倒産という不測の事態に遭遇したこともあるが、このような返済状況となるような融資は、所定の手続きを経ていたとしても、事実上融資の審査が甘かったと言わざるを得ない。

## 第6 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見

### 【1】所管別事業区分別回収可能性の分類

第4の1.(1)で示した未収金の回収可能性分類表の事業区分別内訳を以下に示す。記述した通り、下記の回収可能性の分類の a. b. c. の合計 96 億円超がほぼ回収不能と見込まれる金額であり、f. の中でも、回収不能と見込まれるものが、存在する。

なお、当該表の34番の債務者別内訳は、【3】(1)エ)に示している。

所管別 種類別 区分番 号	未収金額 (単位:千 円)	回収可能性の分類 (単位:千円)					f. 回収可能性 の判断が困難 又は不明なも のの未収金の 額
		a. 債務者 が免除決 定を受けて いるもの未収 金の額	b. 債務者が行 方不明など で、かつ、保 証人に資力が ないなど、実 質的に回収が 困難なもの の未収金の額	c. 分割回収し ているが、年 間分割回収額 が、未収金残 高に比して極 端に僅少なも のの未収金の 額	d. 担保ま たは保証 人より回 収可能と 判断され るもの の未収金 の額	e. 回収可能性 がある、また は多少の遅延 はあるが、ほ ぼ回収可能と 判断されるも のの未収金 の額	
1	1,764,055						1,764,055
2	29,422		2,967		5,964	2,747	17,744
3	77,988		8,430		20,770	412	48,376
4	74,006		22,352		15,094	7,668	28,892
5	491,540		39,575		86,392	12,182	353,391
6	556,086		25,042		31,357	4,806	494,881
7	12,006						12,006
8	42,157						42,157
9	55,446			55,446			
10	1,121,432			1,116,158		5,274	
11	36,768		21,303	7,770		7,695	
12	10,202		4,546	2,133		3,523	
13	18,027			13,040		4,987	
14	43,769		4,845	5,410	6,888	18,333	8,294
15	17,981	6,776	4,275		6,930		
16	200,544			200,544			
17	12,215			12,215			
18	6,870					6,870	
19	16,722	1,150	5,819	2,318		7,435	
20	25,328		1,120	11,698	7,858	4,652	
21	10,769	1,289	9,388			92	
22	359,048						359,048
23	49,266						49,266
24	35,204						35,204
25	224,149						224,149
26	14,944						14,944
27	100,000		68,500		20,000	11,500	
28	253,474						253,474
29	36,524		27,095	2,261	27	7,141	
30	622,835						622,835
31	38,726						38,726
32	307,178		254,362	39,456		13,360	
33	25,404			25,405			
34	10,331,852	0	2,633,452	5,122,889	0	2,575,511	0
合計	17,021,928	9,215	3,133,071	6,616,743	201,280	2,694,188	4,367,442

## 【2】所管別事業区分別個別事業の状況

### 1. 個人県民税

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	県税（個人県民税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）
事業内容の概要	個人県民税は、所得の額に関係なく一定の額を負担する「均等割」と、前年中の所得に対して課税される「所得割」がある。なお、この税金は個人の市町村民税とあわせて市町村で課税されている。		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳	
	1,764,054	19年度調定額 637,634	18年度以前の調定額 1,126,420

##### ②未収金の内容、状況等の概要

平成19年度の個人県民税の収入率（調定額（当年度中に徴収すべきと判断された金額）に対する収納済額（当年度中に回収できた金額）の割合）は93.6%となっており、全国平均94.2%と比べて0.6ポイント低くなっており、全国35位という状況である。

市町村が徴税事務を担っているため、基本的に県では報告を受けるのみである。しかし、平成19年度に行われた税源移譲により個人県民税の額は増加していることから、未収金の額も増加しており、税関係の未収金に占める割合も平成18年度の5割に対して、平成19年度は6割近くとなっている。したがって、市町村の報告を待つだけでなく、地方税法第48条の直接徴収（県が市町村長の同意を得て、市町村の抱える徴収困難な滞納案件を引き継ぎ、徴収及び滞納処分を行うもの）を積極的に行う、市町村へ職員を派遣する、市町村と共同で研究、研修を行うなど、取組を進めているところである。また、和歌山県内市町村で構成される「和歌山地方税回収機構」が平成18年4月に設立され、市町村で対応が困難なものについて機構が回収するなどの取組も行われている。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

平成17年度全国46位、平成18年度全国44位だったことからすれば、収入率はかなり改善されている。しかし税源移譲に伴い県税に占める個人県民税の割合は大きくなってきているため、個人県民税の収入率を上げることが徴税事務にとっては重要であり、引き続き市町村と連携しながら収入率を高める方策を検討すべきである。



地方税法第48条による直接徴収実績

	平成18年度			平成19年度		
	引受金額 (千円)	徴収金額 (千円)	徴収率	引受金額 (千円)	徴収金額 (千円)	徴収率
和歌山県税事務所	30,463	13,837	45.4%	30,448	14,385	47.2%
紀北県税事務所	42,520	29,034	68.3%	61,104	21,532	35.2%
紀中県税事務所	2,908	1,722	59.2%	4,238	2,064	48.7%
紀南県税事務所	6,120	975	15.9%	11,761	5,309	45.1%
新宮出張所	6,351	2,952	46.5%	9,705	2,965	30.6%
税務課	21,790	6,151	28.2%	26,314	8,499	32.3%
合計	110,152	54,671	49.6%	143,570	54,754	38.1%

また、直接徴収を行うためには市町村長の同意を得ることが必要であり、現在は市町村によって直接徴収の引受金額にバラつきがある。直接徴収を実施した場合には大幅に収入率が上昇していることから考えても、直接徴収や職員の市町村派遣を拡充させるなどとともに、市町村の徴収力を向上させる方策をさらに実施する必要がある

## 2. 法人県民税

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	県税（法人県民税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	県内に事務所または事業所等を有する法人等に課される税金で、資本金等の額に応じて負担する「均等割」と法人税額に応じて負担する「法人税割」の二本立てとなっている。				
未収金額 (単位：千円)	19年度未残高	19年度未残高の内訳			
	29,422	19年度調定額 11,955	18年度調定額 4,412	17年度調定額 3,793	16年度以前の調定額 9,262

#### ②未収金の内容、状況等の概要

平成19年度の収入率は99.3%と高く、全国順位も18位となっている。しかし、未収となっているものの約3割が平成16年度以前の調定額であり、古いものの占める割合が大きい。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

平成19年度末で未納となっている滞納繰越510件のうち、分納、差押などを行っていない要整理案件が361件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。

### 3. 個人事業税

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	県税（個人事業税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	個人事業税は、個人が県内に事務所、事業所を設けて行う事業に課される税金である。				
未収金額 （単位：千円）	19年度未残高	19年度未残高の内訳			
	77,988	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		14,159	8,742	14,899	40,188

##### ②未収金の内容、状況等の概要

個人事業税については、大口案件について平成 19 年度に徴収したことから大幅に収入率が上がっている（平成 18 年度 87.9%から平成 19 年度は 93.3%に上昇した）。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

大口案件の徴収により収入率は上がったものの、最も古いもので昭和 62 年調定分が未納として残っているなど、回収が難しくなっている案件も多い。また、平成 19 年度末で未納となっている 831 件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が 554 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。

### 4. 法人事業税

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	県税（法人事業税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定める使用料）		
事業内容の概要	法人等が県内に事務所、事業所を設けて行う事業に対して課される税金である。				
未収金額 （単位：千円）	19年度未残高	19年度未残高の内訳			
	74,006	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		26,668	4,993	13,268	29,077

##### ②未収金の内容、状況等の概要

平成 19 年度の収入率は 99.6%と高く、全国順位も 16 位となっている。個人事業税については、大口案件について平成 19 年度に徴収したことから大幅に収入率が上がっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

未収となっているものの約4割が平成16年度以前の調定額であり、特に平成4年～平成10年のもののみで22,273千円と、古いものの占める割合が大きい。また、平成19年度末で未納となっている滞納繰越119件のうち、分納、差押などを行っていない要整理案件が70件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。

5. 不動産取得税

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	県税（不動産取得税）	所管部署・担当課室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課される税金である。納税者は、不動産（土地や家屋）を売買、贈与、交換又は建築（新築、増築、改築）などによって取得した人であるが、不動産の取得とは、登記の有無、有償、無償、取得の理由を問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいう。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	491,540	19年度調定額 132,430	18年度調定額 86,012	17年度調定額 45,816	16年度以前の調定額 227,281

②未収金の内容、状況等の概要

不動産取得税の収入率（平成19年度）は83.3%となっており、全国平均89.1%と比べて5.8ポイント低くなっており、全国42位という状況である。

不動産取得税には徴収猶予（生前贈与、建売で取得した土地については建物の建築後に納付）の制度があり、現在未収金として計上されているもののうち1億円程度は徴収猶予分である。したがって、残り4億円程度が延滞している未収金となる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

平成17年度は42位、平成18年度は41位とほぼ同様の水準で推移している。納税意識の低さが収入率に大きく影響しているものと考えられることから、納税意識を向上させるための啓発や差押などを実施することが必要である。また、最も古いもので昭和52年度調定分が未納として残っているなど、回収が難しくなっ

ている案件も多い。また、平成 19 年度末で未納となっている 1,435 件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が 896 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急で厳格な処理をする姿勢が必要である。

## 6. 自動車税

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	県税（自動車税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	自動車の所有者に課される税金であり、納税者は、県内に定置場のある自動車の所有者（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保しているときは買主）である。自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月から翌年3月の1年間）で定められている。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	556,086	19年度調定額 188,413	18年度調定額 99,047	17年度調定額 76,327	16年度以前の調定額 192,299

#### ②未収金の内容、状況等の概要

自動車税は件数が多く、さらに自動車の買い替えなどが行われると徴税が困難になりやすいことから、発生年度での対応が重要となる。一方、単なる納付忘れなども多く、タイムリーに対応することによりかなりの効果が期待できる。そこで、平成 17 年より「和歌山県県税納税推進員」（嘱託員）を募集し、各県税事務所に配置し、自動車税を中心に納税勧奨等の徴税補助を行ってもらっている。それにより、県職員を困難な業務に配置できるためメリットは大きい。この結果、自動車税の収納率も微増傾向にある。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

自動車税の収入率（平成 19 年度）は 95.4%となっており、全国平均 95.9%と比べて 0.5 ポイント低くなっており、全国 32 位という状況である。平成 17 年度は 30 位、平成 18 年度は 33 位と年々全国順位が下がってきている。これは、和歌山県における収入率も年々上がってきているものの、全国平均はそれ以上に上がってきていることによるものである。平成 19 年度末で未納となっている 12,625 件（滞納繰越分）のうち、差押などを行っていない要整理案件が 9,898 件含まれており、対応が遅いと言わざるを得ない。

例えば、自動車税滞納者に対してタイヤロックを取り付けるなどの取組を行っている都道府県もあり、差押などの強硬手段を一層強化する必要がある。

## 7. 軽油引取税

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	県税（軽油引取税）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	特約業者又は、元売業者から軽油を引き取った際に課される税金である。				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	12,006	8,150	135		3,721

#### ②未収金の内容、状況等の概要

平成19年度の収入率は99.5%と高く、全国順位も7位となっている。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## 8. 加算金（県税関係）

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	県税（加算金）	所管部署・担当課 室名	総務部 税務課		
関係法令等	地方税法	債権の法的性格	公法上の債権（地方税）		
事業内容の概要	加算金は県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税についてかかるもので、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金の3つがある。				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	42,157	7,480	918	5,421	28,338

#### ②未収金の内容、状況等の概要

そもそも過少申告や不申告だった場合に課せられるものであるため、税金自体が未収となっていることが多い。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

本税自体が未収となっているものが多く、回収の優先順位が低くなっているのが現状である。加算金についても本税と同様に回収するという意識をもつことが

重要である。

## 9. 退職手当返納金

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	退職手当返納金	所管部署・担当課 室名	総務部 人事課		
関係法令等	職員の退職手当に関する条例・規則	債権の法的性格	公法上の債権（法律の定めのない使用料、手数料等）		
事業内容の概要	職員の退職手当に関する条例では、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、（中略）返納させることができる」とされている。				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	55,446	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		55,446			

#### ②未収金の内容、状況等の概要

談合事件で逮捕された元知事と元出納長に係る退職手当について返納命令を行ったものであるが、2名とも無職で収入がないことから財産は殆ど残っておらず、回収の見込みは少ない。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## 10. 代執行費用

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	不法投棄廃棄物処理行政代執行費用	所管部署・担当課 室名	環境生活部 廃棄物対策課		
関係法令等	—	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定めるその他の収入）		
事業内容の概要	—				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	1,121,432	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					1,121,432

#### ②未収金の内容、状況等の概要

当該未収金は廃棄物不法投棄に対して和歌山県が処分、清掃の行政代執行に要した費用の求償額であり、以下の2件の事件に関するものである。

債務者 A（A 株式会社及びその役員（家族））…平成 20 年 3 月末残高 1,116,158 千円。平成 12 年から 15 年にかけて橋本市内において複数回の廃棄物

の不法投棄に対する行政代執行費用である。

債務者の代表取締役本人は既に死亡しており求償対象の会社は休止状態にあり、当初の代執行費用 1,116,272 千円から殆ど回収は進んでいない。現在は当該会社従業員の家族から未収金残高に対して僅少額（数万円）の回収があるのみであり、現状の回収額であれば、2,000 年以上を要するものであり、また、財産もなく未収金残高の大部分の回収は不可能な状況にある。

債務者 B（3 名）・・・平成 20 年 3 月末残高 5,274 千円。平成 15 年度における広川町内の廃棄物不法投棄に対する行政代執行費用。

債務者 B-1 は死亡、B-2 へは納付指導中、B-3 から年間 200 千円程度の回収を継続している。

現状の回収額では、完済までに長期を要するが、債務者 B-2 からの回収可能性もあり、県としては、回収可能と判断している。

## (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査結果に添えて提出する意見

現課職員の積極的な回収努力は評価できる。しかし、債務者 A は資産状況等から債務者に対して頻繁に面談、督促しても僅少額の回収しかできてない状況にあり、回収に要するコストに対して十分な効果が得られていない状況にあるものと考えられることから、法的措置を行ったうえで、回収不能部分の不納欠損処理について検討することも考えられる。

## 1 1. 生活保護費返還金

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	生活保護費返還金		所管部署・担当課 室名	福祉保健部 福祉保健総務課	
関係法令等	生活保護法		債権の法的性格	公法上の債権（法律で定めるその他の収入）	
事業内容の概要	生活保護は、憲法 25 条（国民の生存権）の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように支援する制度。 生活保護は、原則として世帯を単位として行われ、国が定めている生活保護基準によって算定された、その世帯の最低生活費の額と、世帯すべての収入額とを比べて、世帯全体の収入額が最低生活費の額に達しない場合、その不足する分を生活保護費として支給する。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	36,768	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		3,426	4,638	5,280	23,424

## ②未収金の内容、状況等の概要

就労収入や年金受給の無申告・過少申告等が発見された場合などに発生する。

そもそも生活保護を受給しているということで資力のない者も多く、一括返還が困難であり、分割返還となっているのが現状である。このように返還が少額ずつになってしまうことから年々未収金残高は増加してきている。なお、平成18年度から全受給者を対象として年に一度収入申告書と課税状況調査との突合を行っているため、それによって発見されたものも多くなっていると思われる。

## (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査結果に添えて提出する意見

生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づく、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する目的を実現するための制度のひとつであり、生活保護法第1条では「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と謳われている。

返還義務者は引き続き生活保護受給者である場合が多く、上述の憲法の理念からすれば返還金の債権回収が困難となるのはやむを得ない。したがって、債権の発生を未然に防ぐことが最重要課題であり、対象者に対する定期的な資格審査の頻度を上げることが必要であると考えます。

## 1.2. 児童福祉施設

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	児童福祉施設負担金	所管部署・担当課室名	福祉保健部 子ども未来課		
関係法令等	児童福祉法 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定めるその他の収入）		
事業内容の概要	「児童福祉法」に基づくもので、児童福祉施設の入所に要する費用の一部を負担金として徴収している。 負担金については国が制定した要綱に記載された基準額を採用し、対象児童の属する世帯の階層区分に応じた負担金を徴収している。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高の内訳				
	19年度末残高	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	10,202	2,383	935	492	6,392

## ②未収金の内容、状況等の概要

児童福祉法第56条に基づく児童福祉施設の負担金の徴収において、納入期日が経過したにも関わらず納入がないものについて、未収金として扱っている。



回収業務についてはマニュアルである「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に基づき、督促状の送付・滞納者台帳による回収状況の管理・訪問徴収による回収の実施等を行っており、これらの回収業務は、出先機関である子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所等で行われる。

状況としては、生活困窮、施設処遇への不満等による長期滞留債権が発生しているが、比較的少額の滞留債権の累積によるものが主となっている。

平成 19 年度末残高 10,202 千円は、人数 61 人の未収合計であり、そのうちの 1 人に対するものが 2,478 千円と比較的高額となっている以外は、すべて 1,000 千円以下の累計である。金額区分別の内訳は以下の通りである。

個人別未収金額区分	件数（件）	金額合計（千円）
1,000 千円～	1	2,478
500 千円～1,000 千円	5	3,167
100 千円～500 千円	14	3,146
～100 千円	41	1,411
合計	61	10,202

## （2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## （3）監査結果に添えて提出する意見

### ①滞納処分の実施方法について

児童福祉法第 56 条 1 条 10 項によると、納付義務者が納期限内に完納せず、納付指導による自主的な納付が期待できない場合には、県は債権の確保のため、地方税の滞納処分の例により滞納処分することができることとされている。ここで滞納処分とは、徴収職員が滞納者の財産を差押え、これを換価し、換価代金をもって債権に充当する一連の行政手続きをいう。これに関連して、回収業務マニュアル上、債務者の取引金融機関に対して預金調査をする旨が定められている。

回収業務は子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所等といった各出先機関で行われているが、滞納処分の実施方法・取扱いが出先機関によって以下のように異なっており、統一的な基準が定められていない状況である。回収業務マニュアルに具体的な基準を示すことによって、画一的な対応を行うことが望ましい。

	子ども・障害者相談センター	紀南児童相談所
預金調査を毎年実施しているか	平成19年度から毎年実施	毎年実施しているわけではないが平成19年度に実施
預金調査を行う対象	特に基準はなく、個別の状況を勘案して判断している	滞納者すべてに対して実施
預金調査以外の債務者調査	資産税調査及び課税状況調査を実施	預金調査のみ

### 1.3. 児童扶養手当返還金

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	児童扶養手当返還金	所管部署・担当課室名	福祉保健部 子ども未来課		
関係法令等	児童扶養手当法	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定めるその他の収入）		
事業内容の概要	児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、母や母に代わってその児童を養育している人に支給される。 この手当の受給要件は、児童扶養手当法第4条に定められているが、受給資格喪失に伴う過払等が生じた場合に、返還金として認識することとなる。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	18,027	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		3,502	1,029	1,382	12,114

##### ②未収金の内容、状況等の概要

受給資格を喪失した等の事実が判明した場合には、資格喪失届が提出されることにより児童扶養手当の受給がストップするが、資格喪失届が提出されず、後になって受給資格のないことが判明した場合には、資格喪失後の受給額を返還しなければならない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

依然として資力のない者も多く、いったん返還金となった場合の債権回収が難しくなっているのが現状である。したがって、債権の発生を未然に防ぐことが最重要課題であり、対象者に対する制度内容の周知徹底、定期的な資格審査が必要である。

#### 1 4. 母子寡婦福祉資金貸付（元金・利子）

##### （1）事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	母子寡婦福祉資金貸付（元金・利子）	所管部署・担当課 室名	福祉保健部 子ども未来課		
関係法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 和歌山県母子及び寡婦福祉法施行細則	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子家庭の母や寡婦の方々の経済的自立と、扶養されている児童の福祉の増進を目的とした貸付制度である。 詳細な対象者、貸付要件については「和歌山県母子及び寡婦福祉法施行細則」に規定されている。 修学資金・就学支度資金・生活資金等、母子・寡婦それぞれについて12種の福祉資金が設定されており、それぞれ貸付期間・限度額等が定められている。				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高の内訳				
	19年度末残高	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	43,769	2,821	2,696	2,944	35,308

##### ②未収金の内容、状況等の概要

母子寡婦福祉資金の貸付について、償還期日が経過したにも関わらず納入がない債権について、未収金として扱っている。

回収業務についてはマニュアルである「貸付の手引き」内にある「母子寡婦福祉資金償還金に係る償還指導の流れ」に基づき、督促状の送付・償還台帳による回収状況の管理・訪問徴収の実施等を行っている。

経済力が十分でない者を対象とした貸付制度であるため、約定通りの回収が出来ていないものが多く、滞留期間の比較的長いものが多い状況である。

なお、平成19年度における資金種別の未収金の内訳、償還率は以下の通りである。

（単位：千円）

資金種別	調定額 （過年度 含む）	不納欠損	収入済額	償還率	未収金残高
事業開始資金*1	21,178	849	2,023	9.6%	18,305
修学資金*2	90,893	-	77,724	85.5%	13,170
事業継続資金	5,543	-	743	13.4%	4,800
住宅資金	4,567	-	1,215	26.6%	3,352
就学支度資金	10,037	-	8,341	83.1%	1,696
生活資金	2,195	-	1,396	63.6%	799
技能修得資金	1,744	-	1,070	61.3%	674
修業資金	2,787	168	2,156	77.4%	462
転宅資金	491	-	244	49.7%	247
就職支度資金	502	-	305	60.9%	196
結婚資金	72	-	5	7.5%	67
医療介護資金	66	-	66	100.0%	-
					43,769

(\*1) 事業を開始するのに必要な設備、機械等の購入資金

(\*2) 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金

これを見れば分かるように、事業開始資金は償還率が芳しくないこと、修学資金は貸付金額が大きいことに起因して、未収金残高が大きくなっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

①未収金発生抑制及び滞納整理の強化について

当該貸付制度の財源は、国からの借入金や一般会計からの繰入金によるものであるが、当該資金の償還金を次の貸付へ充当して運用している。よって、回収の滞留すなわち未収金の発生が増加すれば、資金が不足し、新たな当該資金の利用を希望する母子寡婦への貸付を実施できなくなる恐れがある。

貸付時から対象者が生活困窮者であるケースが多いことを考慮する必要があるが、未収金発生抑制及び滞納整理の強化のため、以下の点に留意する必要があると考えられる。

**【事業開始資金に関する事業の進捗管理】**

事業開始資金は、事業を開始するのに必要な設備、機械等の購入資金であり、平成 19 年度末において母子寡婦福祉資金の大きな割合を占めている。事業開始資金の貸付の際には、「母子寡婦福祉資金貸付申請書」「事業計画書」が提出され、事業が実際に開始されたことを「事業開始届」によって確認することとなっている。

事業開始資金が滞納される原因としては、事業失敗による資金難によるものが大半であり、県としては当初提出された「事業計画書」の合理性の検討、その後の進捗管理を適切に行うことが必要である。

当該貸付事業の貸付・回収業務を定めたマニュアルである「貸付の手引き」には、「事業計画書」の進捗管理については明示されておらず、担当者が個別の案件について進捗管理の判断をしている状況である。

事業開始資金は貸付限度額が 2,830 千円と大きく、事業を失敗するリスクをとるものであるため、定期的な進捗管理を行うとともに、計画との乖離が生じた場合には「事業計画書」の修正を求めることが必要であると考えられる。

**【滞納整理の強化について】**

当該貸付については私法上の債権であるため、強制徴収の手段を講じることはできない。また、私法上の債権であることから、たとえ時効期限が到来しても、

当事者による時効の援用がなければ債権は消滅しないため、10年以上前の債権であっても不納欠損処理されずに残っているものがある。

これらの長期間にわたって回収が滞っている債権については、債務者間の公平性や回収整理手続きの公正性の観点からは、法的手続きを経た上で強制執行等の手段を講じることにより回収を図ることも検討すべきである。また、それと同時に法的手続きをとるものと法的手続きをとらずに不納欠損処理を行うものの区分について統一的な基準を設けることが必要と考えられる。

## ②違約金の徴収基準について

当該貸付金については母子及び寡婦福祉施行令第17条の規定により延滞元利金額につき年10.75%の違約金が発生する旨が定められているが、殆どのケースにおいて「母子・寡婦福祉資金等違約金不徴収決定事務取扱要領」に基づき、違約金の徴収を実施していない。

要領では以下のいずれかに該当すれば徴収しないことができるとされている。

- (1) 災害、盗難その他不測の被災により、償還金の支払いが困難であると認められるとき
- (2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者となったとき
- (3) 借主又は借主の同居の親族の死亡、疾病、負傷等により、償還金の支払いが困難であると認められるとき
- (4) 借主に償還金の支払能力がなくなったため、連帯保証人又は関係人が借主に代わって償還金を納付している場合であって、当該連帯保証人等から違約金を徴収することが困難と認められるとき
- (5) 支払期日までに償還金を支払うことができなかったことについて正当な理由があると認められるとき

違約金は、滞納に対する罰則であり、公平性・公正性の観点から違約金の不徴収はあくまで例外的なものにすべきであると考えられることから、違約金の不徴収の要件について厳格化することを検討されたい。

## 1 5. 児童福祉施設（障害福祉）

### （1）事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	児童福祉施設負担金	所管部署・担当課 室名	福祉保健部 障害福祉課		
関係法令等	児童福祉法 児童福祉法第56条の規定に基づく負担 金の徴収等に関する規則	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定めるその他の 収入）		
事業内容の概要	「児童福祉法」に基づくもので、障害児施設の入所に要する費用の一部を負担金として徴収している。 負担金については国が制定した要綱に記載された基準額を採用し、対象児童の属する世帯の階層区分に応じての負担金を徴収している。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	17,981	19年度調定額 73	18年度調定額 2,406	17年度調定額 1,843	16年度以前の調定額 13,659

#### ②未収金の内容、状況等の概要

児童福祉法第56条に基づく障害児施設の利用者負担金の徴収において、納入期日が経過したにも関わらず納入がないものについて、未収金として扱っている。

回収業務についてはマニュアルである「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に基づき、督促状の送付・滞納者台帳による回収状況の管理・訪問徴収による回収の実施等を行っており、これらの回収業務は、出先機関である子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所で行われる。

平成18年10月の改正児童福祉法の施行による措置制度から契約制度への移行に伴い、県が徴収する利用料は「措置」部分だけに係る収入となった。

そのため、直近3年度の現年度調定額、収入未済額の推移は以下のようになっている。

(単位：千円)

	現年度調定額	うち収入未済額
平成17年度	123,485	2,787
平成18年度	85,058	2,766
平成19年度	4,381	72

上記の通り、障害者自立支援法の施行によって県が徴収する利用料が大きく減少したため、今後未収残高が大幅に増加することは考えにくい。

しかし、過年度に発生した未収金の中には、1人当たり1,000千円～4,000千円と比較的多額のものも多く含まれており、生活困窮等を原因になかなか回収が進んでいない状況にある。

金額区分別の内訳は以下の通りである。

個人別未収金額区分	件数 (件)	金額合計 (千円)
1,000 千円～	7	13,244
500 千円～1,000 千円	1	818
100 千円～500 千円	11	3,137
～100 千円	19	781
合計	38	17,981

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

1 2 と同様である。

1 6. 弁償金

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	県営競輪事業弁償金	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 公営競技事務所		
関係法令等	—	債権の法的性格	私法上の債権 (財産収入、貸付金等)		
事業内容の概要	—				
未収金額 (単位: 千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	200,544	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					200,544

②未収金の内容、状況等の概要

平成 5 年の県営競輪事業における、公金横領金 (刑事事件として有罪、平成 8 年に仮釈放) の未収金である。当時の競輪事業担当者 2 名が競輪事業の当選払戻金を共謀して横領。当時の事務処理体制の変更、システムの導入などにより、同様の手口で横領は出来ないよう、措置は講じられた。

現在、1 名は隔月 5 千円の返済、また、もう 1 名は月 1 万円の返済であり、回収には千年以上を要し、資産もないことから、実質的に回収は不可能である。

県の監査委員の指摘においては、回収が滞らないよう、回収の努力するよう指摘があり、県としては本人が死亡するまで、現状の回収を続けざるを得ないとの判断している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

当該未収金の回収期間は常識では考えられない長期間を要するものであるが、未収金が生じた経緯から、回収を継続するという県の方針を尊重すると、債権回収の専門部署を設置するなど、効率的に回収業務が行えるよう、方策を検討すべきである。

1.7. 県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	県中小企業新分野進出支援 事業費補助金返還金 県地域産業技術改善費補助金返還金		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 産業振興課	
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の新分野進出等による経済の構造変化への対応の円滑化に関する臨時措置法</li> <li>・中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法</li> </ul>		債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）	
事業内容の概要	<p>中小企業の新分野への進出をサポートするため、交付条件に合致した事業について事業費の国の3分の1（県を通じて）、県が3分の1の補助金を交付したもののうち会計検査院の検査により目的外使用が発覚し、返還を求めたが先方の資金力が弱く長期の分割返済となっているもの2件（国に対しては、県が立替返還している）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社 I 社 当初（平成10年9月）債権残高6,666千円、平成19年度末残高5,915千円</li> <li>・株式会社 K 社 当初（平成11年11月）債権残高6,500千円、平成19年度末残高6,300千円</li> </ul>				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	12,215	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					12,215

②未収金の内容、状況等の概要

株式会社 I 社：

平成8年4月に和歌山県は、国から地方中小企業等新興対策費補助金3,333千円の交付を受け、地域中小企業等振興対策補助金交付要綱に基づき、3,333千円（前年度の概算払3,333千円と合わせ総額で6,666千円）を株式会社 I 社に交付した。

平成10年1月に会計検査院の現地検査が入り、目的外使用が発覚した。和歌山県は、平成10年9月に株式会社 I 社に対して返還命令を通知し、国に対しては平成10年12月に3,333千円を返還した。

これに対し、株式会社 I 社は、資金不足のため、地方自治法施行令第171条の6第1項第4号及び和歌山県財務規則に基づき県に対して履行期限の延長を申し出、長期分割返済の承認（平成10年10月、平成15年2月、平成18年2月）を受けている。なお、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」第40条第2項に基づき延滞利息、延滞金、担保又は保証人についての条件は付していない。

平成20年9月までの返済状況は、791千円のみである。



株式会社 K 社：

平成 9 年 9 月に和歌山県は、国から創造技術研究開発費補助金 3,250 千円の交付を受け、創造技術研究開発費補助金交付要綱に基づき、6,500 千円を株式会社 K 社に交付した。

平成 11 年 6 月に会計検査院の現地検査が入り、補助金使途が報告と違う目的外であったことが発覚した。和歌山県は、平成 11 年 11 月に株式会社 I 社に対して返還命令を通知し、国に対しては平成 10 年 11 月に 3,250 千円を返還した。

これに対し、株式会社 I 社は、資金不足のため、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 4 号及び和歌山県財務規則に基づき県に対して履行期限の延長を申し出、長期分割返済の承認（平成 11 年 12 月、平成 14 年 2 月、平成 16 年 12 月、平成 19 年 12 月）を受けている。なお、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」第 40 条第 2 項に基づき延滞利息、延滞金、担保又は保証人についての条件は付していない。

平成 20 年 9 月までの返済状況は、200 千円のみである。

補助金申請の受付時点、事業の進捗状況を厳密に審査又は検査しておれば滞留債権となる可能性は防げた可能性が高い。

現在、全く同じ補助金メニューはないが、類似の「中小企業経営革新支援事業費補助金」については、検査調書の様式を定め事業の進捗状況、事業の完了状況などについて検査を行うことにしており、県としての対策は取られており、最近では補助金の返還は発生していない。

## (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査結果に添えて提出する意見

未収金の管理コスト・回収コストを考慮し、合理的な回収期間での回収努力を行う必要がある。

## 18. 農業改良資金

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	農業改良資金事業		所管部署・担当課 室名	農林水産部 経営支援課	
関係法令等	(国) 農業改良資金助成法 (県) 和歌山県農業改良資金貸付要 綱、農業改良資金事務取扱要領		債権の法的性格	私法上の債権 (財産収入、貸付金等)	
事業内容の概要	<p>(事業内容) 農業の担い手が農業経営の改善を目的として、新たな農業経営部門への進出、新たな先駆的技術の導入等に取り組む際に必要な資金を無利子で貸し付ける制度</p> <p>(貸付原資) 国及び県が資金造成し (国：県＝2：1)、農林水産振興資金特別会計で管理する。また、資金預託による利子収入からなる業務勘定の利益を毎年貸付原資に繰り入れる。</p>				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	6,870	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		1,998			4,872

#### ②未収金の内容、状況等の概要

未収金は4名に対する貸付金の未収額であり、平成19年3月末残高は1千万円であったが、平成20年3月末は6百万円まで回収している。

当該制度は、当初県の直接貸付制度であったが、平成14年度からは農協を通じた転貸制度も創設されており、現在は殆どが転貸制度を利用しており、未収金は当初の直接貸付制度のものである。

現在、個々の債務者から分割回収を継続しており、金額的に多額ではなく、元本の回収は進んでいる。

今後は、未収金に対する12.25%の違約金(19年度末6百万円)の回収に対する対応が必要となってくる。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## 1 9. 林業・木材産業改善資金貸付金

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	林業・木材産業改善資金貸付金	所管部署・担当課 室名	農林水産部 林業振興課		
関係法令等	(国) 林業・木材産業資金貸付金助成法、同法施行例、同法施行規則 (県) 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則、及び事務処理要綱	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	<p>(事業内容) 林業経営若しくは木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として、林業従事者が新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するために、その必要な資金を無利子（償還期限最長10年以内うち据え置き期間3年以内）で融資する。</p> <p>(貸付原資) 国及び県が資金造成し（国：県＝2：1）、農林水産振興資金特別会計で管理する。また、延滞違約金及び資金預託による利子収入からなる業務勘定の利益を毎年貸付原資に繰り入れる。</p>				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	16,722	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					16,722

#### ②未収金の内容、状況等の概要

未収金は昭和56年から平成6年の5名に対する貸付金が、平成7年以前に債務者の事業不振により未収となったものでありすべて長期滞留となっている。債務者は、多重債務者、本人死亡・破産宣告者・高齢者・無収入者等のため、以下のように個々の回収額は数千円のものもあり、未収金に対しての回収額の比率が極めて低く、少額となっている。現状の対応状況のままでは、全額回収は不可能な状況である。

債務者 KY 氏（債務書の分類は③小額回収としている）の残高は2,318千円であり、19年度の回収実績は3千円と極めて少額である。平成13年に毎月3千円の返済の合意書を取っているが、返済は滞っている状況である。

保証人との接触、交渉は実施しておらず、また、本人の資産状況も把握していない。現状の状況であれば、法的措置も検討すべき状況であるが、少額回収を継続しているのみである。

債務者 SM 氏（未収金額5,818千円）も同様の状況である。本人が死亡しており、保証人から年間5千円程度の回収（合意書等はない）を是として、回収が進んでいない。

債務者 HT 氏（未収金額1,150千円）は、平成3年に和議決定金額が全額償還されているが、残債について保証人に対して一度も請求を実施していおらず、時効となってしまった（本人からの少額の任意弁済があったため、未収金として残しているものである）。

債務者 MD 氏（未収額1,585千円）は平成9年に毎月5千円の弁済で合意し、保証人から弁済が継続しているが、回収金額が少なく、妥当な回収条件とはいえない

い。

債務者 HR 氏（未収額 5,910 千円）は毎月少額の入金があるが、返済計画書の金額に満たない回収となっており、回収に 30 年以上を要する。

未収金に対して 12.25%の違約金が発生するが未回収期間が長期であるため、平成 19 年度末で 42 百万円に達しており未収金を上回っている状況である。また、現状の回収状況では、さらに違約金は膨らんでいくこととなる。個人別に見ても違約金が 1 千万円を超えている債務者もあり、この部分の回収も極めて困難な状況にある。

担当課としては、貸付の制度趣旨から、強制執行等の法的措置を講じることは考えていないとのことである。

未収金の回収は、個々の債務者への訪問による徴収を行わざるを得ず、多大な回収コストをかけても回収実績はあがらず、行政事務上、非常に不効率となっている。

## （2）監査の結果

当該貸付金は契約上、県は必要と認める場合、担保を設定することになっているが、いずれも担保設定をしていない。

適時、適切な担保設定の事務処理、保証人への法的対応がなされておらず、妥当な事務処理であるとは言えない。適切な債権の保全及び回収事務を実施する必要がある。

## （3）監査結果に添えて提出する意見

契約上、12.25%の違約金が発生し、既に違約金合計額は 42,318 千円と未収金元金を上回っている。現状の僅少額の回収条件では違約金はさらに膨らむこととなり、違約金はもちろんのこと、元本部分の回収も非常に厳しい状況である。今後、法的措置も検討し、回収不能部分については不納欠損処理を検討すべきものとする。

## 20. 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	沿岸漁業改善資金	所管部署・担当課 室名	農林水産部 水産振興課		
関係法令等	(国) 沿岸漁業改善資金助成法・沿岸漁業改善資金助成法施行令・沿岸漁業改善資金助成法施行規則・沿岸漁業改善資金造成費補助金交付要綱 (県) 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則・和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則、和歌山県沿岸漁業改善資金事務取扱要領	債権の法的性格	私法上の債権(財産収入、貸付金等)		
事業内容の概要	<p>(事業内容の概要) 近代的な漁業技術及び合理的な生活様式の導入について立ち遅れている沿岸漁業従事者が自主的にその経営・生活を改善して行くことを積極的に助長するために無利子にて資金を貸付け、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保を行うことを目的とする。</p> <p>(貸付原資) 国及び県が資金造成し(国:県=2:1)、農林水産振興資金特別会計で管理する。また、延滞違約金及び資金預託による利子収入等からなる業務勘定の利益を毎年貸付原資に繰り入れる。</p>				
未収金額 (単位:千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	25,328	19年度調定額 6,370	18年度調定額 18,958	17年度調定額	16年度以前の調定額

#### ②未収金の内容、状況等の概要

##### 【未収金の状況】

未収金は11名に対する当該貸付事業の調定後の収入未済額であり、未収となった理由は不漁・経営不振によるものが殆どである。未収金の一部は長期延滞しているものもあり、継続的に債権回収努力をしているが、行方不明者等債権管理が困難な債務者もいる。

未収金に係る法的措置や業務上の相談を行なうために弁護士と契約を結び、行方不明者の追跡や相続人の確認方法等のアドバイスを受けている。

なお、延滞者には12.25%の違約金を請求することとなっており、平成19年度末における違約金合計は、約1千万円となっている。

##### 【貸付金の資金造成残高の状況】

昭和54年に創設された制度であるが、制度創設当初から貸付金実績は減少しており、平成18年度は12,868千円、平成19年度は4,350千円に過ぎない。

なお、平成20年度予算においては100百万円の貸付を予定しており、達成可能性は極めて低いと考えられる。

また、今後の貸付資金として造成されている資金残高は19年度末で798,166千円を上回っており、平成20年度予算において国庫に100百万円、県の一般会計に50百万円を戻入することを予定しているが、まだ今後の貸付資金として過剰な額となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

【未収金の回収努力について】

延滞未収金の回収については努力のあとが伺えるが、状況に応じて、法的対応も含めさらに回収努力を継続する必要がある。

【貸付金の状況】

貸付金の実態に合わせた、予算の編成及び貸付金原資としての資金造成残高を設定すべきであり、過剰となっている資金造成残高は一般会計への戻入をさらに進めていく必要がある。

2.1. 工事等契約解除違約金

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	工事契約等違約金	所管部署・担当課 室名	県土整備部 技術調査課		
関係法令等	契約書約款	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	工事請負契約・委託業務契約約款により、請負者による工事等の続行が不可能となった場合には、予め契約時に納付させている契約保証金を違約金に充当するが、契約保証の対象としていない少額の工事等については、違約金から出来高認定分を差し引いた上で請負者に対する債権額を確定し、納付書の発行を行い納付させることになる。当該工事契約等違約金に係る未収金は、その結果、回収できず滞留債権となっているもの。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	10,769	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					10,769

②未収金の内容、状況等の概要

工事等契約違約金に係る当該債権は、平成 14 年度までは県土整備総務課にて所管されていたが、平成 15 年 4 月から技術調査課所管となった。また、平成 18 年 4 月から過年度の債権を除き、事業担当課が違約金の新規発生分を担当することとなった。したがって、技術調査課が管理する延滞債権残高は平成 17 年度までに発生した上記の 10,769 千円である。

なお、平成 9 年度以降は、設計金額 5 百万円以上の工事につき契約保証金を納付させることになったため、多額の違約金は発生していない。また、実際の債務者との交渉等については従前から担当建設部等で対応している。

契約保証制度の概要は以下の通りである。

ア) 平成 8 年 4 月から設計金額 1 億円以上の工事について、契約金額の 10%の契約保証金を契約時に納付させている。

イ) 平成9年4月から設計金額5百万円以上の工事について契約金額の10%の契約保証金を契約時に納付させている。

ウ) 委託契約については原則、契約保証金は徴収しない。

技術調査課が管理する当該債権は、債権の性格上、債務者が破産、解散、行方不明のケースが殆どで、回収できる見込みが極めて低いと考えられる。

## (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査結果に添えて提出する意見

未収金はキャッシュアウトを伴っておらず、未収金の管理コスト、回収コストを考慮し、実質回収不能な状況にあるものは、所要の手続きを行ったうえで不納欠損処理を行うべきであると考えます。

## 2.2. 損害賠償金（道路建設課）

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	県発注工事の入札における共同不法行為による損害賠償金		所管部署・担当課室名	県土整備部 道路建設課	
関係法令等	民事訴訟事件（原告）		債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）	
事業内容の概要	平成14～16年度に発生した前知事の関与が明らかとなった一連の建設工事等の談合事件について、平成20年2月に和歌山県が関係事業者・個人に対して請求を行った損害賠償金（契約金額の10%）6件970,499千円のうち道路建設課所管の2件359,048千円。和歌山県は、上記道路建設課所管の2件359,048千円について28番の公共建築課所管1件253,474千円を合わせ平成20年4月に民事訴訟を提起しており、現在裁判中。 全6件970,498千円のうち、刑事訴訟の対象となった3件357,977千円は、訴訟に至る前に遅延損害金を含めて回収済。				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	359,048	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		359,048			

#### ②未収金の内容、状況等の概要

上記、道路建設課所管の2件359,048千円であり、内訳は以下の通りである。

（仮称）梨子の木トンネル道路改築工事：入札日（平成16年11月10日）、金額180,600千円

（仮称）上ノ城第2工区道路改良工事：入札日（平成16年11月10日）、金額178,447千円

被告側は、平成20年6月の第1回公判において刑事事件となった他の3件と違い、認否を保留、否認もしくは争うと主張している。原告（県）側は、今後、刑

事確定訴訟記録を中心に談合の具体的な立証を争っていく方針である。

(2) 監査の結果

訴訟の進展を見守る必要があるが、現時点では特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

訴訟の進展を見守る必要があるが、現時点では特に記載すべき事項はない。

2.3. 損害賠償金（道路建設課）、2.4. 橋梁設計瑕疵（三田1号橋）

(1) 事業の概要

① 未収金の概要

事業名	橋梁設計損害賠償・違約金	所管部署・担当課 室名	県土整備部 道路建設課		
関係法令等	民事訴訟事件（原告）	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	入札案件の瑕疵に対する損害賠償等				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
		将軍川線3号橋、小川1号橋			
	49,266		49,266		
		三田1号橋			
	35,204				35,204

②未収金の内容、状況等の概要

道路整備の公共事業の中で、橋梁架設の設計を47箇所K社に発注したが、国道480号三田1号の橋梁設計で瑕疵が認識され、手直し工事が発生。その後K社の設計書のすべてを見直した結果、安全面等の観点から手直し工事費用等の追加コストを要する発生した工事案件が2件発生（将軍川3号橋、小川1号橋）した。その結果、平成19年度の未収金残高は、三田1号橋では35百万円、及び将軍川3号橋&小川1号橋で49百万円となっている。しかし、その後手直し工事の変更請負額確定を受けて、三田1号橋についても121百万円の訴訟請求額の拡張申立を行っている。そのため三田1号橋に係る損害賠償額は総額156百万円となっているが、当該拡張申立額は過年度に係る支出等に関する請求額のため平成19年度末では調定を行っていない。勝訴し、請求可能となった状況で調定し、未収金として処理する予定となっている。

(2) 監査の結果

訴訟の進展を見守る必要があるが、現時点では特に記載すべき事項はない。



(3) 監査結果に添えて提出する意見

三田 1 号橋の訴訟における拡張申立額 121 百万円は、県が立替払いした支出等に関する請求額であると認識されることから、本来手直し工事が完了した時点（平成 18 年度）で調定を行い、まずは K 社に直接請求を行うことが必要と考える。

25. 県営住宅家賃、26. 県営住宅駐車場使用料

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	県営住宅家賃（特公賃含む）及び県営住宅駐車場	所管部署・担当課室名	県土整備部 住宅環境課		
関係法令等	公営住宅法、公営住宅条例、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例、和歌山県使用料及び手数料条例	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定める使用料）		
事業内容の概要	公営住宅、公営駐車場及び特定公共住宅の運営				
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	239,093	19年度調定額 41,897	18年度調定額 197,195	17年度調定額	16年度以前の調定額
←平成17年度以前も含む					

②未収金の内容、状況等の概要

公営住宅法では、公営住宅の事業主体が地方公共団体に限定されており（公営住宅法第 3 条）、公的扶助の精神に基づき運営管理されている。そして、住宅の確保に困窮する定額所得者層に対する住宅セフティネットとして機能している。具体的には、平成 19 年度では、県営住宅 5,268 戸、特定公益賃貸住宅 33 戸、生活援助相談員住宅 1 戸、駐車場 2,483 区の施設が運営されている。

なお、公営住宅及び駐車場の管理は、和歌山市及びその周辺部は管理代行制度により住宅供給公社が、それ以外は地域振興局建設部が直営により担当している。

そして、回収が滞っている債権（未収金）の管理は、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」（平成 11 年 10 月作成、平成 15 年 3 月一部改正）に基づき行われている。

マニュアルの概要は以下のとおりである。

1)3 カ月未満の少額入居滞納者に対する指導

指導内容	摘要
電話による催促	自宅ないし勤務先等への電話による納付指導
臨戸訪問	ボーナス支給時に、特別に臨戸徴収
口座振替の推奨	口座振替納付に変更することを勧める

2)3 カ月以上の入居滞納者に対する指導

指導内容	摘要
滞納者の呼び出し	滞納者に来庁を要請し、滞納事由の説明を求める。
保証人への連絡	保証人に滞納の状況を説明し、納付督促を依頼する。また、未納付が続く場合、保証人に対して納付を求めるケースがあることを説明する。

誓約書の徴取	滞納者が分割納付を申し出た時、消滅時効が中断した旨を確保するために、所定の誓約書を徴取する
減免制度の活用	減免制度を利用できるケースでは、その制度利用を勧める。
勤務先での徴収及び夜間の徴収	より確実に徴収できる場所、時間を選択する。そして面談時に滞納家賃の即時徴収を図る。
文書指導	納付告知書⇒督促状⇒出頭要請書⇒督促状兼退去要求書⇒最終督促状の流れで、文書を送付して納付を催促する。また、滞納 8 カ月に達する前に家賃滞納者及び保証人に最終督促状を送付する。

### 3) 明渡訴訟の提起等

議案提出依頼	最終督促状を送付したにもかかわらずその履行のない者で、議決を得ようとする議会の最終日において滞納月数が 10 カ月以上または滞納額が 20 万円以上となる者に対し「訴訟の提起」について議案の提出依頼を行う。
滞納家賃等納付催告書の送付	訴訟の提起について議会の議決を得た者に対し、議決後速やかに内容証明郵便により知事名の滞納家賃等納付催告書を送付する。
明渡訴訟の提起	滞納家賃等納付催告書に対し、分割納付、即決和解、全額納付のいずれかに同意しない者に対し明渡訴訟を提起する。
強制執行	明渡訴訟の判決に対し、自主退去しない者に対しては強制執行を行う。また滞納家賃等納付催告書に対し、分割納付、即決和解、全額納付を履行しない者に対しても、内容証明郵便による賃貸借契約解除通知書を送付し、強制執行を行う。

### 4) 退去滞納者に対する措置等

納付催告書の送付	退去する際に提出した納付誓約を履行しない者、退去する際納付誓約を徴しなかった者に対し納付催告書を送付する。
内容証明郵便による納付催告書の送付	1 カ月程度経過しても対応がないときは、内容証明郵便による納付催告書の送付する。
滞納家賃等納付催告書の通知	上記納付催告書に対し応答のないもの、納付誓約をしたがそれを履行せず、滞納額を減少させない者に対し滞納家賃等納付催告書による通知を行う
支払督促	内容証明郵便に対し応答のないもの、直接交渉をもって誠意の見られない退去滞納者、納付誓約をしたがそれを履行せず、収入または財産があり、滞納額の回収が可能な者については、主として支払督促の法的措置をとる（民事訴訟法 督促手続）。

以上のような詳細な手続きを規定したマニュアルに従って公営住宅及び公営駐車場の債権回収を行っている。

そして、平成 19 年度から直近 3 カ年の収入率実績は以下の通りである

(単位：千円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収未済額	徴収率
平成 17 年度	現年度分	1,250,387	1,197,850	-	52,537	95.8%
	過年度分	244,689	34,990	15,007	194,692	14.3%
	合計	1,495,076	1,232,841	15,007	247,229	82.5%
平成 18 年度	現年度分	1,253,569	1,202,383	-	51,186	95.9%
	過年度分	247,913	38,122	24,641	185,150	15.4%
	合計	1,501,482	1,240,505	24,641	236,336	82.6%
平成 19 年度	現年度分	1,251,663	1,209,765	-	41,898	96.7%
	過年度分	236,339	39,144	-	197,195	16.6%
	合計	1,488,002	1,248,909	-	239,093	83.9%

以上の内容を全国平均データを比較すれば、以下の表になる。

年度	区分	現年度分	過年度分	合計
平成 17 年度	和歌山	95.8%	14.3%	82.5%
平成 18 年度	和歌山	95.9%	15.4%	82.6%
	全国平均	97.8%	23.1%	92.1%
平成 19 年度	和歌山	96.7%	16.6%	83.9%
	全国平均	97.8%	23.1%	92.1%

以上の通り、現年度及び過年度分ともに全国平均より低い状態にある。

これに対し、「滞納整理カード」による回収経緯の履歴を残し、県、住宅供給公社及び地域振興局建設部による月 1 回の滞納管理会議を開催し、情報の共有化が図られている。

また、以下のとおり生活保護者の公営住宅等の家賃等に対し代理納付制度<sup>4</sup>の運用拡充を図っている。

(単位：件数)

市町村名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
かつらぎ町	1	1	1
湯浅町	-	-	1
有田市	-	-	2
御坊市	18	20	20
田辺市	-	-	1
上富田町	-	-	1
太地町	1	2	3

また、マニュアルに記載されているとおりに、収入未申告または退職、転職、同居者の増減等による収入分位の変動により家賃を減免できるケースや、入居者または同居者の病気等の理由により、最低分位の家賃から減免できるケースは、

<sup>4</sup> (住宅扶助費) 代理納付制度とは、生活保護における住宅扶助の家賃について被保護者にかわり自治体の福祉事務所から直接家賃を支払うことのできる制度をいう。

減免制度を積極的に活用している。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
減免件数（件）	328	268	254
減免金額（百万円）	43,129	54,484	43,134

## （２）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## （３）監査結果に添えて提出する意見

### ①連帯保証人に対する連帯保証の履行請求について

公営住宅の入居に際し連帯保証人を求めている。しかし過去に連帯保証人に対しては納付催告を行った例もあるが、滞納者に対する納付指導を依頼するに留めている例が多く、滞納家賃の連帯保証を求めた例は少ない。滞納家賃の債権回収のために連帯保証人に対し保証の履行を求めることが求められる。

### ②情報の共有化

現在も情報共有化のための会合の開催等により関連する情報の共有化が図られている。しかし、家賃滞納者には、多重延滞債務者も含まれているケースが想定され、かつ昨今の経済情勢を鑑みれば、その比率は今後上昇する可能性が高まると想定される。

そして多重延滞債務者には、家賃以外の県に対する債務支払いの滞納者も含まれる可能性は否定できない。

公営住宅は低所得者層の住宅セフティネットとして機能することが求められている。しかし家賃等の支払いが滞る場合にまでそのサービスを提供することの意義を見出すことは困難である。

第 4. 2 「延滞債務者の情報の共有化及び多重延滞債務者の名寄せについて」にも記載しているが、県に対する多重延滞債務者の名寄せを実施することで、より高度な情報の共有化が図られ、入居審査段階から滞留状況の把握が可能となり、入居後も速やかな対応をすることで滞留債権額の増加を抑えることが可能となる。

多重延滞債務者の名寄せにより、公営住宅に求められる公的扶助を一般の納税者との公平性のバランスを図ることが可能になるものとする。

### ③代理納付制度の更なる運用の拡充について

代理納付制度が活用されているがまだ十分ではない。運用対象となっている市町村の数が増加傾向にあるが、十分な活用範囲とは言えない。住宅使用料相当分が支給されている生活保護世帯から代理納付により住宅使用料を徴収することは、一般世帯との負担の公平性という観点からも望ましく、奨励されるべき制度であ

ると認識される。

#### ④指標設定による目標管理の実施について

債権回収に関する目標を具体的な指標で設定していない。他県では徴収率を何年後に何%とするという指標を設定し、その目標達成に対し進捗管理を行っているケースが見受けられる。

徴収率を前年よりアップさせるという抽象的な目標ではなく、目標達成年度における最終目標徴収率を設定し、それに至る経過年度ごとにも目標徴収率も設定する必要がある。

もちろん徴収率は、現年度と過年度に区別して設定する必要がある。このように達成度合いを評価しうる目標を設定し、その進捗管理を通して数値目標管理を実施する仕組みを構築することが望まれる。

## 2.7. 橋本市胡麻生土地整理組合貸付金

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	橋本市胡麻生土地区画整理組合貸付金		所管部署・担当課 室名	県土整備部 住宅環境課
関係法令等	区画整理法、都市開発資金の貸付に関する法律、住宅地供給促進型土地区画整理事業貸付金 貸付要綱		債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）
事業内容の概要	橋本市胡麻生土地区画整理組合への都市開発資金としての無利子貸付金（半額国からの融資）			
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳		
	100,000	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額 16年度以前の調定額 100,000

#### ②未収金の内容、状況等の概要

橋本市胡麻生土地区画整理組合への都市開発資金としての無利子貸付（半額国からの融資）100百万円を平成12年7月5日に実行した。しかし、区画整理により売却が予定されていた土地の時価が想定していた価格に比し著しく低額となった結果、組合の資金繰りが厳しくなり、借入金の返済が困難となり現在に至っている。なお、県と県以外の債権者により保留地売却代金につき調停が行われ、県には11,500千円入金された。また県からの融資については、当該組合で区画整理を推進した組合長及びその組合長が運営する不動産会社を連帯保証人とし、かつ担保をとっている。しかし、担保物件の資産価値は低く、実質的には全額回収は困難と判断される。担保物件の資産価値を超える未収金残高は現状回収不能と考えられる。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

28. 損害賠償金（公共建築課）

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	和歌山県発注工事の入札における共同不法行為による損害賠償請求（IT総合センター（仮称）建設工事分）		所管部署・担当課室名	県土整備部 公共建築課
関係法令等	民事訴訟事件（原告）		債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）
事業内容の概要	平成14～16年度の前知事も関与した一連の建設工事等の談合事件について、平成20年2月に和歌山県が関係事業者・個人に対して請求を行った損害賠償金（契約金額の10%）6件970,498千円のうち公共建築課所管1件253,474千円。和歌山県は、上記公共建築課所管1件253,474千円について22番の道路建設課所管の2件359,047千円を合わせ平成20年4月に民事訴訟を提起しており、現在裁判中。全6件970,498千円のうち、刑事訴訟の対象となった3件357,976千円は、訴訟に至る前に遅延損害金を含めて回収済。			
未収金額 （単位：千円）	19年度末残高	19年度末残高の内訳		
	253,474	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額
		253,474		

②未収金の内容、状況等の概要

上記、公共建築課所管の1件253,474千円であり、内訳は以下の通りである。

（仮称）IT総合センター建築工事：入札日（平成14年5月22日）、金額253,474千円

被告側は、平成20年6月の第1回公判において刑事事件となった他の3件と違い、認否を保留、否認もしくは争うと主張している。原告側は、今後、刑事確定訴訟記録を中心に談合の具体的な立証を争っていく方針である。

(2) 監査の結果

訴訟の進展を見守る必要があるが、現時点では特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

訴訟の進展を見守る必要があるが、現時点では特に記載すべき事項はない。

## 2.9. 港湾施設使用料等

### (1) 事業の概要

#### ①未収金の概要

事業名	港湾施設使用料等	所管部署・担当課 室名	県土整備部 港湾空港振興課		
関係法令等	港湾法、和歌山県港湾施設管理条例等	債権の法的性格	公法上の債権（法律で定める使用料）		
事業内容の概要	港湾施設等の利用に関する事業				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳 (2,868千円一般会計の滞留債権残高を含む)			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	36,524	15,115	9,221	3,121	9,067

#### ② 未収金の内容、状況等の概要

県単独事業として、埠頭用地の埋め立て、上屋・荷役機械の整備・維持管理を特別会計で対応している。平成19年度末残高のうち33,656千円が特別会計に対応するものであり、未収金として滞留債権を管理している。しかし、滞留債権に関する回収マニュアルが整備されておらず、また利用者が少ない中、多少回収が滞留しても、新たに発生する債権と併せて少しでも滞留部分が回収できればよしとして、継続使用を認め、退去を催促していないケースが多い。そのため、滞留債権が今後も多額に発生する可能性は否めない。また、未収金の中には2件の大口があり、1件は行政代執行により施設への積載物を撤去した際に発生した約5百万円であり、もう1件は約18百万円程度の産廃業者に対する債権である。前者の強制撤去先からの債権回収は既に長期間滞留しており、債務者に資力が認められないことから事実上回収が難しい状況にあると判断される。後者の産廃業者に対する債権は、返済計画を提出させ、一時は約定どおりの返済がなされていたが、再度滞納が始まったことから、民事訴訟による土地の明け渡しや債権回収を進めようとしている。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査結果に添えて提出する意見

使用許可申請時期と使用開始時期の関係から、使用後の納付となるケースについては、使用の申請と同時に使用前の納付を免除する申請書も提出させ、実際の納付形態は大半がこの状況にある。滞留債権の発生を抑止する観点からも、できる限り使用前に納付させる必要がある。

港湾施設の使用度合いを高める必要もあるが、使用料を回収することができて初めて設備利用に関する事務が完了したことになる。設備の利用促進と債権回収は全く異なるレベルの話であることから、両者を明確に区分したうえで使用料の

支払い状況と施設使用の許可・承認作業についても明確なルールを設け、また債権回収マニュアルを速やかに作成し、債権回収を進める必要がある。

### 3.0. 和歌山県修学奨励及び進学奨励

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	和歌山県修学奨励及び進学奨励		所管部署・担当課室名	教育委員会 生涯学習課	
関係法令等	和歌山県修学奨励金貸与条例、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則、和歌山県修学奨励事業実施要領、和歌山県地域改善対策進学奨励金等貸与条例を廃止する条例等		債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）	
事業内容の概要	<p>経済的理由によって高等学校等に進学後修学が困難な生徒に対し、奨学金等を貸与することにより、進学の実機会の拡大を図る。</p> <p>平成13年度以前は、「進学奨励事業」で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく奨学金として貸与が実施されてきたが、平成14年3月の当該法令失効に伴い新規貸与業務を終了し、平成14年度からは、「和歌山県修学奨励金貸与条例」施行により、一般対策として「和歌山県修学奨励事業」が創設された。さらに平成17年度から、上記制度に加え、独立行政法人日本学生支援機構が別に行ってきた高等学校等における奨学金制度を各都道府県が引き継ぐこととなった。</p>				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	修学奨励金				
	5,371	3,763	1,496	113	
	地域改善対策進学奨励金				
617,463	92,288	84,403	74,789	365,983	
合計					
622,834	96,051	85,899	74,901	365,983	

##### ②未収金の内容、状況等の概要

昭和27年から同和対策の一環として給付制の奨学金制度が開始されたが、昭和62年より地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）に規定する事業として、貸与制に変更されている。

昭和62年度から当該地域改善対策進学奨励金等貸与制度が廃止された平成13年度（ただし、平成14年3月31日現在奨学金の貸与を受けていた者に対しては、条例の定める期間まで奨学金の貸与を行っており、それは平成18年度までとなっている。）までの貸与総額、平成19年度末の残高及びそれまでの償還金額等の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	貸与総額	償還済等額	平成19年度末
免除金額（平成18年度まで）		1,661,282	
免除金額（平成19年度）		79,444	
免除金額合計		1,740,726	
償還金額（平成18年度まで）		1,789,388	
償還金額（平成19年度）		171,196	
償還金額合計		1,960,585	
総額	7,006,144	3,701,311	3,304,833

(注) 貸与人数の総数は、5,208人となっている。

また、平成19年度末の各種収納状況は以下のとおりである。



(単位：千円)

	昭和 63 年～平成 19 年度	平成 19 年度		
		現年度	過年度	合計
調定額	2,578,047	242,124	546,535	788,659
収納額	1,960,585	149,837	21,360	171,196
未納額	617,463	92,288	525,175	617,463
収納率(%)	76.0%	61.9%	3.9%	21.7%

(注) 滞納者の総数は 2,019 人となっている。

また、平成 14 年度より当該地域改善対策進学奨学金等貸与制度が廃止を受けて開始した和歌山県修学奨励事業の貸与総額、平成 19 年度末の残高及びそれまでの償還金額等の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	貸与総額	償還済等額	平成 19 年度末
免除金額 (平成 18 年度まで)		500	
免除金額 (平成 19 年度)		0	
免除金額合計		500	
償還金額 (平成 18 年度まで)		39,012	
償還金額 (平成 19 年度)		45,366	
償還金額合計		84,378	
総額	1,017,799	84,878	932,921

(注) 貸与人数の総数は、2,137 人となっている。

また、平成 19 年度末の各種収納状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度～平 成 19 年度	平成 19 年度		
		現年度	過年度	合計
調定額	89,749	48,548	2,189	50,737
収納額	84,378	44,786	580	45,366
未納額	5,371	3,763	1,609	5,371
収納率(%)	94.0%	92.2%	26.5%	89.4%

(注) 滞納者の総数は 105 人となっている。

進学奨励事業による貸付金は、卒業後 20 年以内に年賦または半年賦のいずれかの方法で返済するが、和歌山県修学奨励事業による貸付金の返済は、卒業または退学等の翌月から 6 カ月経過した後、月賦または半年賦を併用した返済となっている。なお、償還期間は、奨学金は 10 年以内、進学助成金は 5 年以内となっている。

なお和歌山県修学奨励事業にともなう貸付金は、まだ返済が開始したところのため現時点では滞留債権は特段問題となっていない。

しかし、進学奨励事業による貸付金は、昭和 62 年の給付制から貸与制に変更した際、以下のような問題点が発生しており、そのことの影響もあり年々収納率は

悪化している。

- ア) 貸与制移行時に県から市町村や関係者への説明時に、「貸与制になっても、返還することが困難な方に対しては、返還免除の措置を講じて、実質的に従来（給付制）と変わらない運用で後退とならないようにしてまいりたい。」との制度の誤解を招きかねない説明をした経緯がある。
- イ) 免除制度や返還手続の周知徹底が不足していた。
- ウ) 貸与申請書も、給付制当時のものを一部修正した形で利用し、親権者の同意（署名）がなく、単なる「保護者」1名のみ署名で可とされていた。
- エ) 連帯保証人・保証人をとらず、申請の受理及び貸与が行われていた。
- オ) 奨学生本人に奨学金貸与の意思確認が充分できない。

また、以上のような要因以外に当該事業の管轄が教育委員会に移管されこと、またその後同和対策事業が一般施策へ移行されたこと、かつ市町における所管の移動等により関係市町の連携が難しくなっており、収納率は悪化している。さらに、時の経過により保護者の高齢化による返済能力低下ないし本人の所在が転居等で不明となるケースが出るなど収納率を上げることが一層困難な状況となっている。

このような状況に対し、教育委員会では収納率を上昇または維持させるため以下のような施策をとっている。

・償還指導

滞納者を対象に償還（免除）に係る個別相談会を各地域で開催

滞納者への督促状・催告状の発送

・戸別訪問及び個別相談会の開催

実績は以下のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
訪問件数（件）	424	504	299

平成 19 年度は主として①の個別相談会に出席しなかった者を対象に実施している。

・口座振替制度の推進

実績は以下のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
振替件数（件）	164	174	191

・関係機関との連携

関係市町に貸与・償還台帳を配布し、事務指導を行う等関係機関との連携を図っている。

## (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## (3) 監査結果に添えて提出する意見

### ①地域改善対策進学奨学金等貸与制度の導入時の不適切な指導について

進学奨励事業に係る奨学金の収納率が悪いのは、地域改善対策進学奨学金等貸与制度の導入時の不適切な指導がまだ尾を引いているとの説明であるが、これを低収納率の理由としてはならない。

### ②回収のためのマニュアル

回収のためのマニュアルが整備されていない。効率よく収納率を高めるためには、速やかに債権（滞留債権も含む）の回収手続きを詳細に記載したマニュアルを至急整備することが求められる。

### ③不納欠損処理

過去に不納欠損処理はなし。不能欠損処理については、当該債権は私法上の債権として民法の規定に従うべきと解される。時効が成立したもの、債務者が行方不明等により回収見込みがない債権については、該当事実の発生後速やかに免除または不納欠損処理を行い、限られた人的資源を回収可能性のある債権に集中させ、効率よく債権管理を行うことが求められる。

### ④延滞金の回収

進学奨励事業に係る奨学金では 10.75%の遅延金が、また和歌山県修学奨励事業に係る奨学金は 10.95%の遅延金が適用する条例により請求できることが明記されているが、実際に請求されたことはない。

この延滞金は、滞納者に対するペナルティーであり、滞納者に対する納付への誘因となるものであることを踏まえ延滞金について認識し債権管理の対象とすべきである。

### 3 1. 放置違反金

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	放置違反金	所管部署・担当課 室名	警察本部 交通指導課		
関係法令等	道路交通法51条の4	債権の法的性格	公法上の債権（分担金、加入金、過料）		
事業内容の概要	平成18年6月1日の道路交通法の改正により、民間駐車監視員制度と同時に始まった新制度である。従前は交通反則通告制度により運転者に対して反則金を課していたが、運転者の特定が困難なケースが多く捕捉に問題があったため、確認標章を取り付けられた車両の運転者が、責任を果たさない場合に車の使用者に放置違反金を課することとなった。放置違反金の不納付となった場合、交通反則通告制度と異なり、道路交通法の規定に基づき地方税の滞納処分例により、徴収することができる。放置違反金 普通車1件：駐車禁止場所 18,000円 駐車禁止場所 15,000円 時間制限駐車区間（パーキングチケット）での時間超過等 10,000円				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	38,726	19年度調定額 22,919	18年度調定額 15,807	17年度調定額	16年度以前の調定額

##### ②未収金の内容、状況等の概要

放置違反金の収納の手続きとしては、確認標章取付、弁明通知書・仮納付書発行、本納付書送付、督促状発送、催促状発送（少なくとも3回以上）を行う。これらを経ても（約6ヶ月）なおかつ未収で残っているものにつき、本人確認ができて、銀行残高のあるものについては最終的に銀行預金の差押を行う。この滞納整理の過程の中で滞納者に電話での督促、和歌山県内居住者の場合については訪問催促も行っている。

当該未収金の特徴としては違反に伴い発生する債権の1件当たりの金額が少額であることである。したがって、車検証記載の住所で滞納者が捕捉できないケースがあったり、滞納者が他府県の居住者であったりすると、回収コスト（費用）に対して回収額（効果）が見合わない場合もある。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

新制度導入後日も浅く、滞留未収金の金額はまだ多額とはなっていないが、未収金の性格から効率的な回収が困難であるケースも多く発生すると考えられ、時の経過と共に滞留債権の残高は増加していく恐れがある。特に他府県居住者については、対応が後回しになっているきらいがあり、公平性を確保するためにも、他府県警察との連携を強化し、さらなる回収促進に努めていく必要があると考える。

### 3.2. 設備資金

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業設備近代化資金	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
関係法令等	和歌山県中小企業設備近代化資金貸付規則	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）	
事業内容の概要	中小企業の近代化の促進に寄与するため、中小企業近代化資金等助成法に基づく中小企業者の設備近代化に必要な資金の貸付を行うものである。 和歌山県中小企業設備近代化資金貸付規則は昭和38年に制定されたが、平成12年3月に和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付金規則が新たに制定されたことに伴い、平成11年度をもって制度としては終了している。			
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳		
	307,178	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額 14,544
				16年度以前の調定額 292,634

##### ②未収金の内容、状況等の概要

上記記載の通り、制度としては平成11年度をもって終了しており、現在は回収業務のみが行われている。

平成14年度以降、わかやま産業振興財団に回収業務を委託していたが、その中で特に回収可能性が低いと考えられるものについて、平成18、19年度においてサービサーに回収業務の委託を行った。これらの特に回収可能性の低い未収金については、平成20年度より償還指導室が直接管理を行い、順次整理を行っている。

制度自体が平成11年度で終了しており貸付期間が原則5年であることから、未収金としては昭和37年貸付実施のものを始めとして滞留期間が長い。そのため、現時点では未収金の回収とともに債権整理を積極的に図っている状況である。

平成20年度において、既に72,105千円について不納欠損処理しており、それ以外に66,898千円について将来的な回収は不能であると判断している。(平成20年10月末時点)

延滞債権先 121件	数字は平成19年度末	
	わかやま産業振興財団委託分	29件 78,982千円
	サービサー委託分	92件 228,196千円

サービサー委託分について平成20年度より積極的に整理を進めている。



不納欠損処理	32件	72,105千円
完済	1件	9,976千円
新たに回収不能と判断したもの	27件	66,898千円
(残) 今後回収・整理予定	32件	79,217千円

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

平成 20 年度から特に回収可能性が低いと判断された未収金についての回収業務については県が実施しているが、その際の回収業務マニュアルが整備されていない。当制度は平成 11 年度をもって終了しており今後新たな未収入金が発生することはないため、今後は未収入金の回収及び整理を効率よく行い、早期に管理対象から外すことが望ましい。

よって、効率的な回収及び整理を進める上で、業務マニュアルの策定・遵守が必要と考えられる。

3.3. 繊維構造改善資金貸付金元利収入 B方式

(1) 事業の概要

① 未収金の概要

事業名	繊維構造改善資金貸付金元利収入 B方式	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
関係法令等	中小企業事業団法（現在は独立行政法人 中小企業基盤整備機構法） 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	当事業は、繊維工業構造改善事業と2都道府県以上にまたがって実施される広域高度化事業に対する貸付で、中小企業基盤整備機構（以下「機構」）が関係都道府県から財源を借入れ、それに機構自らの財源を併せて組合に貸し付ける形態である。 ここでいう繊維構造改善事業とは、昭和42年度に制定、平成11年度に廃止された繊維工業構造改善臨時措置法に基づいて繊維事業者の組合等が実施する知識集約型事業及びこれに関連する設備近代化事業をいう。				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	25,404	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額 25,404

②未収金の内容、状況等の概要

未収金の内訳は以下の通りとなっている。

貸付先（注）	TK工業協同組合	KE協同組合
貸付年度	昭和44～47年	平成5年
貸付金額 (県→機構)	59,876千円	364千円
平成19年度末未収残高 (県→機構)	25,162千円	242千円

(参考)

機構貸付金額 (県分含む、機構→組合)	419,142千円	8,588千円
平成19年度末未収残高 (機構→組合)	176,211千円	5,714千円

(注) 県にとっての直接的な貸付契約先は機構となる。

上記いずれの貸付についても、組合はすでに事業停止・解散しており、ここ数年は財産処分等による少額の入金が不定期にあるのみである。

県にとっては貸付先は機構であるため、各組合に対して直接回収業務を行うことは出来ず、機構による回収を期待している状況となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

県としては、組合と直接契約関係にないため、組合に対して回収手続きを行うことは出来ず、機構による回収実績に基づく回収しかなし得ない。機構との間で情報共有を十分に行い、組合及び連帯保証人の状況を把握した上で回収手段の提示を行う等、今後の回収強化に努められたい。

### 【3】中小企業高度化資金貸付金元利収入の事業者（債務者）別状況

#### 3.4. 中小企業高度化資金貸付金元利収入総括

##### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
関係法令等	高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則（国） 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則（県） 和歌山県中小企業高度化資金貸付金貸付事務取扱要領（県）	債権の法的性格	私法上の債権（財産収入、貸付金等）		
事業内容の概要	<p>中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため組合等を設立して工業団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業に対して、事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、中小企業者である会社を対象に、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が一体となって支援することを目的とした融資制度である。</p> <p>事業形態としては、以下の4つの形態がある。</p> <p>①集団化形態 …市街地などに散在している中小企業者が、まとまって立地の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態)</p> <p>②集積地域形態 …商店街や工場団地、卸団地などの中小企業が集積している区域を整備する形態。</p> <p>③共同化形態 …中小企業者が各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を整備する形態</p> <p>④事業統合形態 …中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について協業化などの事業統合を行うために施設を整備し、事業を行う形態</p> <p>原則として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が3分の2、県が3分の1の資金を負担する。年利率2.7%の低利子融資で3年据置、最長20年の分割払いとなっている。貸付対象は土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるものであり、原則として整備資金の80%以内を融資限度とする。なお、融資対象の資産には担保設定され、組合員全員を連帯保証人としている。昭和36年から融資を行っているが、平成13年度以降は新規貸付の実績はない。</p>				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	10,331,852	19年度調定額 326,888	18年度調定額 559,166	17年度調定額 553,983	16年度以前の調定額 8,891,816

19年度末の金額10,331,852千円の内、元金部分は10,045,945千円である。



②未収金の内容、状況等の概要

当該融資制度は国の法律に基づく制度であるが、全国的に当該融資の回収延滞が問題となっている。和歌山県においても、制度開始以来の当該融資総額 460 億円のうち、上記のとおり 100 億円が未収金となっており、回収が延滞している（未収金とは回収期限が到来し債務者に対して請求（調定）をしたが、未回収となっている貸付金をいう）。

当該貸付制度と未収金の資金の内訳は以下のとおりである。

ア) 貸付金総額の内訳（再計）

状況	融資額	延滞利息	未収金残高
ア. 制度開始以来の融資総額	460		
イ. アのうち回収済額	264		
ウ. アのうち約定償還貸付金残高	7		
エ. アのうち正常に回収が行われていないもの	189		
オ. エのうち過年度不納欠損額	31		
カ. エのうち貸付条件の変更先債権残高	16		
キ. エのうち回収遅延先債権残高	142		
ク. キのうち未収金（回収期限到来済み未収納）※	100	3	103
ケ. キのうち貸付金（回収期限未到来）	42		
コ. ケのうち回収不能見込額	7		
サ. ケのうちコ.以外	35		

※下記イ) 参照。

イ) 未収金残高（期限到来済未回収）の回収不能見込額

番号	未収金額 (千円)	回収可能性の分類（金額：千円）						貸付金残高 (期限未到来：未調定額) (千円)
		a. 債務者が免除決定を受けているものの未収金の額	b. 債務者が行方不明などで、かつ、保証人に資力が不足など、実質的に回収が困難なものの未収金の額	c. 分割回収しているが、年間分割回収額が、未収金残高に比して極端に僅少なものの未収金の額	d. 担保または保証人より回収可能と判断されるものの未収金の額	e. 回収可能性はあるが、または多少の遅延はあるが、ほぼ回収可能と判断されるものの未収金の額	f. 回収可能性の判断が困難又は不明なものの未収金の額	
34-01	64,062			64,062				320,338
34-02	26,480			26,480				
34-03	286,980			286,980				334,009
34-04	260,243					260,243		189,972
34-05	307,199					307,199		2,440,333
34-06	24,346					24,346		270,097
34-07	233,715			233,715				
34-08	213,326					213,326		512,555
34-09	155,450					155,450		
34-10	367,600					367,600		
34-11	332,400					332,400		
34-12	153,782					153,782		
34-13	97,384					97,384		
34-14	103,146					103,146		
34-15	1,562,111			1,562,111				
34-16	179,056			179,056				13,999
34-17	393,241			393,241				72,649
34-18	470,000					470,000		
34-19	286,240			286,240				
34-20	51,065					51,065		
34-21	765,065			765,065				
34-22	111,533			111,533				
34-23	39,570					39,570		
34-24	418,288			418,288				
34-25	10,656		10,656					
34-26	145,118		145,118					
34-27	98,172		98,172					
34-28	17,138			17,138				
34-29	331,845			331,845				
34-30	138,335		138,335					
34-31	2,241,171		2,241,171					
34-32	97,665			97,665				
34-33	349,470			349,470				
合計	10,331,852	0	2,633,452	5,122,889	0	2,575,511	0	
貸付金のc.の金額				740,995				740,995
貸付金のe.の金額						3,412,957		3,412,957
再計				5,863,884		5,988,468		4,153,952

### 34-1. 債務者番号 34-1

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-1)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	64,062	32,031	32,031		

##### ②未収金の内容、状況等の概要

平成9年度から平成10年度にかけて、協同組合が共同して効率的に事業を実施するため、建物、土地の取得のために行った貸付金である。

貸付総額は396,400千円であり、うち償還期限が到来したものの内、一部(12,000千円)は回収したが平成18年度以降の回収額はゼロであり、上記の64,062千円が未収金となっている。なお、償還期限未到来の貸付金残高は320,338千円であり、未収金との合計額384,400千円が回収困難な状況にある。

テナントもすべて撤退しており、平成18年7月頃から、施設は閉鎖されている。担保物件(土地、建物)の売却及び連帯保証人からの回収を図るしかない状況である。

#### (2) 監査の結果

債務者の事業が休止され、現状の回収金額はゼロであり、事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は行われていない。県は貸付金の回収のため、保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

上記の貸付金の延滞の理由は、消費の低迷、競合店との競争激化を理由としているが、融資額の殆どが回収不能状態に陥っており、結果的に融資時の審査が甘かったと判断されかねない状況にある。

### 34-2. 債務者番号 34-2

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-2)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	26,480	6,632	6,632	6,632	6,584

##### ②未収金の内容、状況等の概要

小売店を営んでいた5名の協同出資会社への平成6年度の融資であり、近隣に

スーパーが開店したことにより、平成 14 年、平成 15 年に回収条件を緩和したが、平成 16 年度に事業は休止しており、以降僅少額の回収に留まっている。

事業休止後 4 年以上が経過しており、現在担保物件の競売手続き中であるが、主要な担保物件には先順位者があり、担保物件の競売後も県への配当は殆ど見込めない状況である。連帯保証人の資産調査は実施していない。

(2) 監査の結果

債務者の事業が休止され、債権の回収が遅延して既に 4 年が経過し、現状の回収金額は僅少額である。事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は行われていない。県は貸付金の回収のため保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

3 4-3. 債務者番号 34-3

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-3)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	286,980	19年度調定額 58,582	18年度調定額 58,582	17年度調定額 58,582	16年度以前の調定額 111,234

②未収金の内容、状況等の概要

鉄鋼業者 5 社の共同事業による効率化のため設立した協同組合への平成 4 年から 5 年にかけての融資であり、受注の低迷、事業者間の協業化が図られていないことにより、未収金となっている。平成 12 年から 14 年まで条件変更を行うが平成 15 年から延滞が発生。平成 15 年以後の約定償還額は 58 百万円であるが平成 16 年以降、年間 1 百万円から 4 百万円程度の回収に留まっている。

期限未到来の貸付金残高が 334 百万円あるため、上記の未収金も含めると 19 年度末の債権残高は 620 百万円に上る。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

当該債務者の借入金は売上高を大きく上回っており、財務体質は極めて脆弱で

ある。また、長期の資金繰り表、利益計画、貸借対照表等を入手しているが、売上はかなりの右肩上がりで、将来の売掛金残高が年間売上を上回るなど将来計画は精緻さに欠け、実現可能性にも疑問が残る。

将来計画を入手するだけでなく、その内容を十分検討し、状況によっては、担保物件の売却や保証人への請求も検討し、その準備を進めておく必要がある。

### 3 4-4. 債務者番号 34-4

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-4)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	260,243	19年度調定額 31,658	18年度調定額 31,658	17年度調定額 31,658	16年度以前の調定額 165,269

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成 5 年度。漆器業界の低迷により売上高が減少し、平成 10 年度より回収が滞っている。組合員の廃業、死亡等もあり回収は困難となっている。土地、建物等の担保あるも、評価額は残債金額に比べて小さく、担保物件による回収は困難である。平成 19 年度に企業連携アドバイザーによる企業診断を実施し、平成 20 年度以降の償還計画書が提出された。現在は当該計画書どおりの返済が行われている（毎月 225 千円）。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

返済計画では後年度ほど返済額が大きくなっており（現在の毎月返済額は 225 千円、平成 26 年以降の返済額は毎月 2,150 千円）、計画どおりに返済できるかどうか疑問である。今年度、再度企業連携アドバイザーによる診断を予定しているとのことであり、その結果により適切な返済計画を立てるべきである。

### 34-5. 債務者番号 34-5

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-5)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	307,199	79,052	62,820	67,881	97,445

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成9年度～11年度。組合員が続いて銀行取引停止処分や、民事再生計画の決定を受けるなど状況は悪化していたが、平成19年度に他の会社が組合員の占有施設を買収したことにより、返済への意識が大きくなっており、平成19年度には755百万円の返済がなされた。土地、建物の担保物件あるが、残債金額ほどの評価はない。

また償還期日後に返済が行われた際は、違約金は元金の延滞に対して発生することから、貸付先の支払能力を考慮して元金部分に優先的に充当している。そのため、未収金の内訳としては以下ようになっており、利息部分に係る未収金が大部分を占めている。

未収金 (元金)	21,292 千円
未収金 (利息)	285,906 千円
計	307,199 千円

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

上述のとおり状況は改善されているものの、残債額は依然として大きく、返済計画を策定するなど回収に向けての方策を検討すべきである。

### 34-6. 債務者番号 34-6

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-6)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	24,346	9,430	5,229	5,229	4,458

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初、小売商業等商店街近代化事業に着手し、その個別店舗改造計画として貸し付けを行ったもの。他の債権とは異なり個別の事業者への貸付となっている。このうち2件が延滞となっているが、いずれも平成15年頃から観光客数の伸び悩

みにより収益があがらず、延滞している。いずれも担保資産あるが、残債額ほどの評価ない。

1 件については平成 20 年度に返済計画書が提出されており、平成 20 年度は計画書どおり返済されている。

他の 1 件については、平成 16 年度及び 18 年度に条件変更を行ったが、平成 20 年度も条件変更が必要である可能性が高くなっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

1 件については返済計画書が提出されているが、後年度の返済額が大きくなっている。これは、現在他の金融機関へ返済している金額を上乗せしたものであり、現実的な計画であると思われる。今後は計画どおりの返済がなされるかどうか注視すべきである。

他の 1 件については、平成 20 年度のアドバイザーによる巡回指導の結果、平成 20 年度の約定償還は困難であり、条件変更が必要であるとの結論であった。今後の返済状況を勘案しながら、条件変更について検討する必要がある。

3 4-7. 債務者番号 34-7

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-7)		所管部署・担当課 室名		
	商工観光労働部 償還指導室				
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	233,715	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					233,715

②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 50～51 年度。組合員の脱退、構造的不況等により昭和 54 年 3 月より延滞。現在の償還額は月 50 千円。土地、建物等の担保物件あるも、不動産価額について鑑定評価はとっていない。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

残債額 233,715 千円に対して、毎月の償還額は 50 千円と、完済にはほど遠い。担保物件についての評価も実施しておらず、早急に評価を行うとともに、速やか

に保証人への請求及び強制執行等の法的手続きを検討する必要がある。

### 3 4-8. 債務者番号 34-8

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-8)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高の内訳				
	19年度末残高	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	213,326	73,221	73,221	66,884	

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 57 年度。ボタン製造業の景況が低迷している中、平成 14 年度から延滞となっていたものの、新製品分野への取組や大幅な経費削減を実施し、ここ数年は返済計画どおりに返済されている。土地、建物、山林の担保物件あるが、鑑定評価はとっていない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

平成 20 年 8 月に返済の猶予依頼を受けている。残債額も大きく、今後の動向に留意すべき必要がある。

### 3 4-9. 債務者番号 34-9

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-9)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高の内訳				
	19年度末残高	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	155,450				155,450

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 52 年度。昭和 55 年度の第 1 回償還時より条件変更が行われており、さらに延滞となっている。スクラップ取引が好調ということもあり、平成 19 年度は返済額がアップされた。平成 19 年度に企業診断を実施した結果、業績は上向きであり平成 20 年度から年間 12,000 千円の返済を予定している。土地、建物等の担保物件あるも残債額には満たない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。



(3) 監査結果に添えて提出する意見

平成 19 年度の診断結果は良好であり、平成 20 年度から年間 12,000 千円の返済を予定しているということであるが、現在の不況の影響が懸念される。予定通りの返済がなされているかどうか留意する必要がある。

34-10. 債務者番号 34-10

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-10)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	367,600	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					367,600

②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 59 年度。昭和 59 年～60 年度に高度化資金を利用した食肉加工の共同事業を実施したものの、組合員の廃業等により第 1 回の約定償還より延滞組合となる。平成 11 年、理事長の個人会社が組合の債権債務をすべて引受け、組合は平成 11 年 10 月に解散。旧連帯保証人の保証債務を免除し、新たに理事長の家族が連帯保証人となった。平成 11 年度からは年間 60,000 千円の償還がなされたものの、売上減少に伴い年々償還額が減少している。平成 20 年 3 月末に償還計画が提出され、10 年間で債務を償還する予定となっている。土地、建物の担保物件あるも、残債額には満たない。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

提出された償還計画によれば、平成 20 年度は 19,500 千円の償還となっているが、段階的に増額され、平成 29 年の償還額は 60,000 千円となっている。現実的な償還計画か疑問があり今後の動向に留意する必要がある。

### 34-1 1. 債務者番号 34-11

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-11)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	332,400	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					332,400

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 59 年度。共同仕入れ、共同販売による経営の合理化を目指し組合を設立するも、昭和 61 年頃からの業界全体の不況により、償還計画初回より条件変更となり、以降延滞が続いている。最近では業界も好調であり平成 19 年度は 163,000 千円の償還があった。土地、建物の担保物件あるも、残債額には満たない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

業界の動向の影響が大きく、現在のペースでは 10 年で完済できる見込みであるが、最近の不況の影響が懸念されるところである。企業診断を行い、継続的に状況把握に努める必要がある。

### 34-1 2. 債務者番号 34-12

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-12)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	153,782	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					153,782

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は昭和 61 年度。平成 5 年の償還 4 回目に償還猶予を行い、その後条件変更を実施。平成 8 年度から延滞中。業界が好調であり、平成 19 年度は償還額も大きくなった。土地、建物の担保物件あるも残債額には満たない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

業界の動向の影響が大きく、現在のペースでは10年で完済できる見込みであるが、最近の不況の影響が懸念されるところである。企業診断を行い、継続的に状況把握に努める必要がある。

34-13. 債務者番号34-13

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-13)		所管部署・担当課 室名		商工観光労働部 償還指導室	
	19年度末残高	19年度末残高の内訳				
未収金額 (単位：千円)		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額	
	97,384				97,384	

②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成3年度。当初4年間は延滞なく償還されていたが、一部支払い関係書類に不備があり、組合にその提出を求めたが、提出されなかったため、平成9年に繰上償還命令を行った。その後は当初の予定どおりの償還が行われていたが、平成14年度からは償還額が減少している。平成20年度からは年間5,000千円～10,000千円の償還が予定されている。土地、家屋の担保物件あるも、評価額は残債額に満たない。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

早期回収を図るためにも、企業診断を実施し、償還計画を立てる必要があると思われる。

34-14. 債務者番号34-14

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-14)		所管部署・担当課 室名		商工観光労働部 償還指導室	
	19年度末残高	19年度末残高の内訳				
未収金額 (単位：千円)		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額	
	103,146				186,092	

②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成6年度。経費増大に対応するため、組合を立ち上げ高度化事業を実施。しかし平成8年に組合員が倒産、その後他の組合員も経営不振となり、平成10年度から延滞。平成12年に組合が解散したため、10月に個人が債務引受

を行い、その親族を連帯保証人とした。その後は交渉も不調に終わり返済が滞っていたが、平成 19 年度に土地を売却する話が浮上してきた。これにより、一括返済の可能性が高まっている。平成 18 年に入手した担保物件評価額は残債額を大きく下回っているものの、近隣の開発に伴い地価が上昇している可能性がある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

土地の売却については工事も進んでいるなど現実的なものようである。しかし、昨今の不況に伴い状況が一変する可能性もあるため、留意する必要がある。

34-15. 債務者番号 34-15

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-15)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	1,562,111	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					1,562,111

②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成 4 年度。初回の償還分より延滞しており、これまでの償還額も残債額に比べてあまりにも小さい。最終的には組合資産の売却により回収するしかないが、担保資産については商工中金、県保証協会と同順位となっていることから殆ど回収できない見込み。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

残債額に比べて、償還額があまりにも少額（平成 19 年度 4,500 千円）となっている。また資産売却により返済の意思あるも、売却希望価格は 1 億円にとどまっており、担保物件についても商工中金、県保証協会と同順位であり資産による回収は非常に困難と考えられる。保証人への請求、強制執行等、法的措置も検討すべきである。

### 34-16. 債務者番号 34-16

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-16)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	179,056	13,988	15,818	15,810	133,440

##### ②未収金の内容、状況等の概要

当初貸付は平成 5 年度。宿泊サービス部門の協業化に取り組んだが、償還 2 回目である平成 8 年度に延滞となった。その後も経営状況は悪く、返済額は小さい。平成 19 年度に企業診断を実施した結果、今後数年間毎月 150 千円を返済し、支払えなくなった時点で廃業する条件で営業継続させることとなった。土地、建物の担保物件あるも、評価額は残債額に満たない。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

毎月の返済額に比べて残債額は大きく、今後最大でも 10 年間の営業継続であることからすれば全額回収は困難である。担保物件についても残債額を回収するだけの価値ない。

### 34-17. 債務者番号 34-17

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-17)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	393,241				393,241

##### ②未収金の内容、状況等の概要

平成 7 年に開業。貸付金は 472 百万円。平成 19 年度末残債金額は 465 百万円、未調定額 72 百万円となっている。食肉低迷のため、業績が悪化した。平成 9 年度に担保資産の売却等で延滞分と違約金の納付があったが、その後も業績は回復せず、平成 13 年信用保証協会が商工中金の代位弁済を行うも、平成 13 年 4 月から約定である毎月 5 万円の分割償還も実施せず。平成 15 年 12 月に銀行取引停止となったが、理事長自身が債権者と債務の任意整理を行い、組合は現在も法的整理をせず事業も継続している。現在県に対し毎月 2 万円の返済を行っているが、早期の延滞解消には至らないため組合資産（土地・建物・設備）の任意売却を指導

している（平成 19 年 1 月現在の評価額 73 百万円）。なお、連帯保証人の資産調査は行っていない。

(2) 監査の結果

未収金額に比して現状の回収金額は極めて僅少額であり、事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は行われていない。県は貸付金の回収のため保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

3 4-1 8. 債務者番号 34-18

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-18)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度未残高の内訳				
	19年度未残高	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
	470,000				470,000

②未収金の内容、状況等の概要

湯浅から三重県尾鷲の領域における古紙、鉄くず、非鉄金属の回収を行っていた小規模事業者 30 名が平成 60 年に共同加工施設を建設した。その資金として昭和 59 年度に 713 百万円の融資を受けている。業績は芳しくなく、平成 62 年の返済初回から条件変更が発生している。その後も業績は改善せず、保証人会の開催や全保証人への支払の催告を行ったが、特に改善されていなかった。しかし平成 14 年度から業績が上向きつつあり、平成 18 年度は 15,000 千円、平成 19 年度は 24,600 千円と償還額は増加している。平成 19 年度に償還計画（年 20 百万円以上）の提案あり。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

現在の残債残高と償還計画を考慮しても相当程度長期にわたることは容易に想定でき、かつ現在の業績が長期間にわたり維持できることにも確証が持てないため、連帯保証人の資力（返済能力）の調査努力はしたが把握できておらず、速やかに調査しておくことが必要である。

### 34-19. 債務者番号 34-19

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-19)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	286,240	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額 286,240

##### ②未収金の内容、状況等の概要

昭和 55 年に食肉加工業を行うに際し、312 百万円の融資を受けたが、事業を開始した翌年に他のスーパーの進出があり業績は悪化。現在は、理事長の家族 3 名と従業員 1 名の 4 名で組合の施設を利用して弁当の製造・販売を行っているとの情報がある。

債務者には、返済の意思がまったく感じられず、指導文書の送付に対し抗議の電話をし、面会も拒絶する等の姿勢が続いている。近く時効が到来するため、時効中断のために平成 21 年 2 月に組合資産（平成 17 年度固定資産税評価額で土地 61 百万円、建物 16 百万円）競売申し立てを行う予定である。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

債務返済に誠意のないものに対しては、当事者の合意を得ての速やかな債権回収が望めないことから、組合の資産売却、保証人への保証履行請求が滞りなく実施できよう、組合及び保証人の資産・資力調査を速やかに行っておくことが必要である。

### 34-20. 債務者番号 34-20

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-20)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	51,065	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額 51,065

##### ②未収金の内容、状況等の概要

小規模零細鉄工業者が組合を設立し、昭和 50 年に 254 百万円の融資を受けている。しかし、組合員の殆どが零細企業のため下請けが多く、昭和 55 年 9 月に返済の延滞が発生した。その後の償還指導により、5 名が平成 12 年度の完済している。

また、平成 19 年 9 月に未納組合員 5 名から返済計画が提示され、現在それに沿った返済が行われている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

3 4-2 1. 債務者番号 34-21

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-21)		所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室	
未収金額 (単位：千円)	19年度未残高	19年度未残高の内訳			
	765,065	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					765,065

②未収金の内容、状況等の概要

プラスチック製造業者 12 名と関連業者 2 名が一貫生産体制による経営の合理化と地域の環境改善を目指して組合設立。昭和 51 年～54 年にわたり総額 1,035 百万円の融資を受ける。しかし新製品開発も進まず、円高もあり昭和 57 年 3 月に返済の延滞が始まる。平成 14 年度から平成 18 年度までは、月々148 千円の返済となっていた。その後組合を訪れるも明快な返済計画の提示がもらえず、平成 19 年年度に毎月 297 千円の増額返済をする旨の申出があった。しかし、この程度の返済は完済には至らない可能性が高く、県は企業連携アドバイザーから受けた企業診断結果を基に組合から返済計画書の提出を求めていく方針とのことである。

平成 18 年度末の土地の評価額は 143 百万円で建物の評価額は 38 百万円となっている。

(2) 監査の結果

速やかな債権回収を図るため、支払が滞留した時点で連帯保証人の資力（返済能力）を速やかに調査しておくことが必要である。また、県は貸付金の回収のため保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。



### 34-2 2. 債務者番号 34-22

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-22)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	111,533	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					111,533

##### ②未収金の内容、状況等の概要

木材業者が工場移転を通して団地を形成したが、不況で経営不振に陥る。当初の融資は昭和 51 年～54 年にわたり総額 742 百万円となっている。その後の償還指導により 10 名分が完済されたが、その後も業績は改善せず、返済額も平成 11 年以降年額 200 千円を超えたことがない。当初県は組合資産の任意売却を組合に求めていたが、なかなか進まないため競売申し込みを平成 20 年末頃に実施することを検討している。

組合の評価額は、土地が 68 百万円建物が 12 百万円となっている。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

速やかな債権回収を図るため、支払が滞留した時点で連帯保証人の資力（返済能力）を速やかに調査しておくことが必要である。

### 34-2 3. 債務者番号 34-23

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-23)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	39,570	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					39,570

##### ②未収金の内容、状況等の概要

小売業者が、市の小集落改善事業と並行して組合を設立。昭和 53 年度に 75 百万円の融資を受け共同店舗を建設。4 階建てで上 2 階が居宅、下 2 階が店舗（10 店舗）となっている。しかし、当ビルに面した道路が補助金の不正問題とからみ完成が一部となった。その間、テナントが 3 店舗退去し現在は 2 店舗となっている。理事長はすし屋を営み、有名百貨店に入店するなど比較的堅調にビジネスを展開している。平成 19 年度は毎月 100 千円、平成 20 年度以降は毎月 200 千円で返済が予定されており、その返済額も残債の残高を考慮すれば特段異常に少ない金額

とも思えない。組合の資産評価額は22百万円となっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

速やかな債権回収を図るため、支払が滞留した時点で連帯保証人の資力（返済能力）を速やかに調査しておくことが必要である。

3 4-2 4. 債務者番号 34-24

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-24)		所管部署・担当課 室名		商工観光労働部 償還指導室	
	19年度未残高	19年度未残高の内訳				
未収金額 (単位：千円)		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額	
	418,288				418,288	

②未収金の内容、状況等の概要

小規模パイル業者が設備の更新、全面協業を目指して組合を設立し、工場を建設。昭和57年及び58年に総額572百万円の融資を受けた。しかしその後のパイル業界の不況により昭和62年3月から延滞となる。業績の回復の見込みはなく、組合資産の時価は83百万円と残債金額にはまったく不足している。現在の返済額は月100千円となっている。任意売却を進言していたが進まない場合は競売の申し立てを行う予定である。連帯保証人の資料調査は未了である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

速やかな債権回収を図るため、支払が滞留した時点で連帯保証人の資力（返済能力）を速やかに調査しておくことが必要である。

### 34-25. 債務者番号 34-25

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-25)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	10,656	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					10,656

##### ②未収金の内容、状況等の概要

昭和 47 年に経理・販売管理等をコンピュータで集約処理し、経営の合理化を目指して会社設立。平成 47 年に総額 14 百万円の融資を受ける。しかし事業がうまくいかず昭和 51 年 7 月に倒産。元社長は現在日雇いの業務で生計を立てているが毎月返済額が 10 千円と極めて少額。平成 20 年 6 月県会議で債権放棄が承認される。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

### 34-26. 債務者番号 34-26

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-26)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	145,118	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					145,118

##### ②未収金の内容、状況等の概要

自動車分解整備業と関連業者四者で新規事業のため平成 2 年 7 月に会社設立(車のアレンジメント)。会社は平成元年及び 2 年において総額 321 百万円の融資を受けている。しかし、想定通り事業が進まず、平成 14 年 7 月には銀行取引停止となった。税金の滞納等もあり、会社の資産を平成 16 年 8 月に売却し、67 百万円の返済を受ける。しかし、連帯保証人に資力がないことから平成 20 年 6 月県議会で債権放棄が承認される。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

34-27. 債務者番号 34-27

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-27)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債選指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	98,172	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					98,172

②未収金の内容、状況等の概要

新宮市内において、豆乳、豆腐、惣菜等の製造を行っていたが、業績不調で昭和60年1月2回の不渡りを出すことで会社倒産。会社は昭和59年に総額98百万円の融資を受けていた。倒産後も返済は殆どなく、会社資産の競売を平成15年1月に保証協会が申し立て、県も債権届け出を行っている。しかし、その配当金も極めて少額であり、連帯保証人に資力がないことが判明したことから平成20年6月県議会で債権放棄が承認される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない

34-28. 債務者番号 34-28

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-28)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債選指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	17,138	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					17,138

②未収金の内容、状況等の概要

和歌山の地場産業である皮革産業が不況により業績悪化。平成13年12月に総会決議で組合は解散された。昭和55年及び56年に県より総額624百万円の融資があった。組合には目ぼしい資産もなく、現時点で回収の原資となるのは、連帯保証人の保証となっている。ある程度調査した結果、当初の連帯保証人の相続人に多少の資力があることが見えてきている。しかし、その相続人への徴求は相手弁護士との交渉等で、連帯保証人の資産調査もいまだ十分に行われていない。

(2) 監査の結果

債務者の事業が休止され、長期間が経過し、事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は十分に行われていない。県は貸付金の回収のため保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない

3 4-2 9. 債務者番号 34-29

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-29)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 償還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	331,845	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					331,845

②未収金の内容、状況等の概要

食肉業を営む者が、共同販売を目的として組合を設立。平成 58 年及び 59 年に総額 357 百万円の融資を受けている。第 1 回の返済から条件を変更しており、平成 62 年 9 月の第 2 回以降返済が遅延している。平成 7 年 2 月に不渡り手形を出し、会社倒産。平成 7 年 11 月に残債全額繰上償還命令を出すも、償還なし。平成 15 年 5 月に組合資産の担保権の実行で、13,155 千円の配当を受けたが、その後の返済はなし。現在、連帯保証人、連帯保証人の相続人に対し、資産調査を実施しており、一部の保証人に不動産を保有しているものがあり、売却を促進している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

### 34-30. 債務者番号 34-30

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-30)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	138,335	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					138,335

##### ②未収金の内容、状況等の概要

皮革シェービング屑処理を営む会社が、工場建設途中で地元住民の反対にあい、事業実施を断念した。昭和54年、55年において総額254,003千円の融資を受けている。結局一度も操業することなく、平成15年3月に資産の競売を行い、64,123千円の返済を受けている。また、その後組合員の資産売却で1,150千円、連帯保証人の資産売却で34,044千円返済を受けている。その後は返済がなく、連帯保証人は倒産、清算しており、かつ相続放棄や相続人の無資産により、返済のめどが立たず、平成20年6月に議会にて債権放棄が承認されている。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### (3) 監査結果に添えて提出する意見

融資を受ける際、当該企業が工場建設における近隣対策の状況について確認を行っていなかった。このようなことは、所定の手続きを経た融資といえども事実上融資の検討が甘かったと言わざるを得ない状況にあると考える。

### 34-31. 債務者番号 34-31

#### (1) 事業の概要

##### ①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-31)	所管部署・担当課 室名	商工観光労働部 債還指導室		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	2,241,171	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					2,241,171

##### ②未収金の内容、状況等の概要

豆腐工場建設に平成8年4月（土地取得資金）及び平成9年1月（建物等設備取得資金）に総額2,396百万円の融資を行っている。しかし、操業開始時と同じタイミング（平成8年11月）にメインバンクが倒産したことにより400万円の運転資金が調達できず、また平成13年7月及び9月に大口得意先が倒産したことにより、一気に業績悪化。平成14年1月には2回目の不渡りをだし、会社は倒産した。平成14年4月破産宣言を行い、平成16年9月には会社清算により融資総額

の 5%強にしか満たない 125 百万円の配当を受けている。しかしそれ以上の返済はなく、連帯保証人も死亡、破産等で返済能力がないとのことで平成 20 年 6 月県議会で債権放棄が承認される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

24 億の巨額融資の大部分が回収されず、平成 20 年度に元本残高 22 億円を債権放棄している。平成 8 年から 9 年（バブル経済崩壊後）に行った融資が、10 年後に 5%強の配当しか回収できないという状況は、異常な状況である。経営計画の内容、担保評価等に相当程度の問題が潜んでいた可能性もある。設立当初メインバンクの倒産という不測の事態に遭遇したこともあるが、このような返済状況となるような融資は、所定の手続きを経ているとしても事実上融資の審査が甘かったと言わざるを得ない。

3 4-3 2. 債務者番号 34-32

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-32)		所管部署・担当課 室名		
未収金額 (単位：千円)	19年度末残高	19年度末残高の内訳			
	97,665	19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額
					97,665

②未収金の内容、状況等の概要

において衣料品小売を中心とした事業を当面組合員 15 名、テナント 8 店舗で事業を開始した(融資は昭和 56 年度と昭和 63 年度で総額 455 百万円を受けている)。しかし地場産業の停滞及び大型小売店舗の進出等で、事業が停滞し現在組合員 2 名で事業を行っていた。平成 17 年 3 月にはいったん組合解散も検討したが、銀行によるテナント斡旋等で一時期は若干の回復も見られたが、結局平成 18 年 10 月に破産申し立てを行い、11 月に競売申し立てが行われた。平成 19 年 12 月には競売で 55,800 千円の配当があった。これ以降は 16 名の連帯保証人の資力のみが返済の原資となるが、現在資力調査が行われていない。

(2) 監査の結果

債務者はすでに破産している。事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は行われていない。県は貸付金の回収のため、回収遅延が始まった時点で保証人に対しても回収事務を行うべきと

ころ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

3 4-3 3. 債務者番号 34-33

(1) 事業の概要

①未収金の概要

事業名	中小企業振興資金貸付金元利収入 (債務者番号34-33)		所管部署・担当課 室名		商工観光労働部 償還指導室	
	19年度末残高	19年度末残高の内訳				
未収金額 (単位：千円)		19年度調定額	18年度調定額	17年度調定額	16年度以前の調定額	
	349,470				349,470	

②未収金の内容、状況等の概要

昭和 52 年頃に地場の生コンクリート製造企業が協同組合を設立。しかし、操業開始まもなく公共事業の減少等で経営成績が悪化。昭和 61 年 9 月には組合員が 2 名となり、平成元年 10 月に休業していたが、平成 2 年 7 月には組合員を再編して事業再開。一度は事業を盛り返したが、平成 12 年の得意先倒産で業績が悪化し、返済額も減少した。そして県から汚水処理に関して指導が入り、結局事業を断念した。そして県は組合資産の任意売却によって、70,000 千円の返済を受けている。後は返済の原資となるのは、理事長個人と連帯保証人の資産となる。しかし、連帯保証人の資力調査は行っていない。

(2) 監査の結果

債務者の事業が休止され、組合の資産はすでに任意売却されている。事業からの未収金の回収見込みがないにもかかわらず、連帯保証人の資産状況の調査及び請求は行われていない。県は貸付金の回収のための、保証人に対しても回収事務を行うべきところ、まだ行っていない。速やかに適切な債権回収事務を行う必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。



#### 【4】中小企業高度化資金の回収条件緩和先貸付金の回収可能性の状況

##### 3.5. 中小企業高度化資金の回収条件緩和等債権の総括

回収条件の緩和等の条件変更先の貸付金残高 3.5-1～6

件名	平成 19 年度末 貸付金残高 (千円)
3.5-1 共同施設他	31,060
3.5-2 小売商業等商店街近代化 (構改・特定・小振法) 他	(注1) 369,024
3.5-3 工場共同化	235,070
3.5-4 共同施設 (構改・特定)	77,665
3.5-5 貨物自動車運送事業所共同利用	20,525
3.5-6 小規模企業集団化	885,785
合計	1,619,129

(注1) 小売商業等商店街近代化 (構改・特定・小振法) 他として 369,024 千円の貸付金残高が記載されているが、これは TG 商店街振興組合及び組合員に対する貸付金の合計額であり、この中で条件変更が行われているのは組合員の 1 つである WK 社に対する貸付のみであり、当該貸付金残高は平成 19 年度末で 44,060 千円となっている。

上記表内の貸付金のうち、条件変更後に約定通りの償還を継続的に行っているのは繰上償還を積極的に行っている貨物自動車運送事業所共同利用に係る貸付金 20,525 千円と工場共同化に係る貸付金 235,070 千円のみであり、その他の貸付金については、一度目の条件変更の後、継続的もしくは断続的に条件変更を繰り返している状況である。

これらの貸付金については、現状における組合の収支状況を勘案すると、最終償還期日までに全額を償還することは不可能と考えられるものであり、仮に「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 39 条の規定による償還期間の延長措置を講じたとしても、全額の償還が見込めないものも存在する。特に、小規模企業集団化に係る貸付金 885,785 千円については、平成 20 年において組合から再生支援協議会への再生支援が申請されており、全額の回収は困難な状況といえる。

このように平成 19 年度末においては未収金としては認識されていないが、収支状況の悪化から条件変更を繰り返す組合に対する貸付金が多額に存在しており、将来、未収金として顕在化し最終的には回収不能に至ることが懸念される。

### 35-1. 債務者番号 35-1

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

WB 工業組合に対して、平成 8 年から平成 9 年にかけて以下の 4 件の貸付を行っている。

	貸付時期	資金種類	貸付金額	最終償還期日	平成 19 年度末貸付残高
①	平成 8 年	共同施設（構改・特定・労確法）	42,950 千円	平成 23 年 10 月	18,777 千円
②	平成 8 年	共同	6,479 千円	平成 23 年 10 月	1,997 千円
③	平成 9 年	共同施設（構改・特定・労確法）	29,012 千円	平成 23 年 10 月	8,933 千円
④	平成 9 年	共同	4,377 千円	平成 23 年 10 月	1,353 千円

上記 4 契約のうち、①について平成 17 年度、平成 19 年度、平成 20 年度において条件変更（当該年度における償還額の減額）を行っている。

当組合は、板金業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、その経営の安定及び合理化を図ることを目的に設立された。

現状は、組合事業の収益は殆どなく、各組合員からの賦課金等の収入を高度化資金の償還財源に充てているものの、景気低迷による建築業の不況等を受けて組合員数は減少傾向にある。

当初契約では①について毎年 3,303 千円の償還であったが、上記条件変更を受けて、最終償還日での償還予定額は 15,777 千円となっている。

#### (2) 回収可能性の検討

組合の収支状況・組合員数の推移を考慮すると、最終償還日である平成 23 年に 15,777 千円全額を償還することは困難である。

ただし、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 39 条の規定によれば、当初予定償還期日までの貸付金額の 2 分の 1 に相当する額を償還していれば、その後 10 年間を限度として償還期間を延長でき、とされており、当延長措置を適用すれば、②～④の貸付金の償還に充てていた原資を①の償還に充てることができると考えられる。

しかし、組合員のさらなる減少による収入減の可能性も考えられることから、組合の収支状況・組合員数の推移について引き続き注視していく必要がある。

### 35-2. 債務者番号 35-2

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

商店街の沿道区画整理事業（都市計画事業の一環）として、街路拡幅にともなう面的整備による周囲の一体的な環境整備、加えて商業用建物の建替新装を始めとした施設整備を実施することで魅力的な商店街を形成し、商業の活性化と組合員の安定と発展を図ることを目的として、TG 商店街振興組合及び組合員に対して平成 9～12 年にかけて高度化資金の貸付を行うことになった。

このうち、WK 社（衣料品小売業）に対する貸付について過去に条件変更を実施している。

#### 組合及び組合員に対する貸付状況（総額）

貸付時期	貸付金総額	平成 19 年度末 貸付残高
平成 9～12 年	525,286 千円	369,024 千円

#### うち、B 社に対する貸付状況

貸付時期	資金種類	貸付金額	最終 償還期日	平成 19 年度末 貸付残高
平成 11 年	集積区域整備資金	50,960 千円	平成 31 年 11 月	46,460 千円

当初返済条件では、平成 17 年から毎年 3,390 千円の償還予定であったが、郊外店や大型チェーン店等の競合店の出店や、消費者ニーズとの不一致を原因とした業績不振に陥り、約定償還初回である平成 17 年度から 3 年連続して条件変更（当該年度における償還金額の減額）を行い、平成 17 年度から平成 19 年度にかけては 1,500 千円のみ償還となっている。

平成 20 年度においては条件変更はせずに約定返済を行っているが、平成 21 年度以降は再度条件変更の要望を受けている。

#### (2) 回収可能性の検討

貸付先の業績に好転の予兆は見られず、また当該高度化資金の他に銀行や個人からの借入もあることから、最終償還日までの全額償還は困難な状況であるといえる。

### 35-3. 債務者番号 35-3

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

当該貸付金は、RF 協業組合が食品加工作業工程の設備の改善及び付近周辺の環境問題解決のため、仕入れ、貯蔵、加工を共同で行うことにより規模のメリットを追求することを目的として工場共同化を実施する際に貸し付けられた資金であ

る。

貸付時期	資金種類	貸付金額	最終償還期日	平成19年度末貸付残高
平成6、7年	工場共同化	553,880千円	平成27年3月	235,070千円

平成13年度において、同年9月に発生した狂牛病騒動の影響を受け、売上が大幅に落ち込んだため、条件変更（償還猶予）を行っている。

#### (2) 回収可能性の検討

平成13年度に条件変更を行っているものの、狂牛病騒動の発生という非経常的な要因によるものであり、また平成14年度以降は、業績も回復し約定通りの償還が行われている。

以上のことから、当該貸付金の回収可能性に特段の懸念は生じていないと考えられる。

### 35-4. 債務者番号35-4

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

商店街の共同駐車場等を運営するTK商店街振興組合に対して貸付を行っている。

貸付時期	資金種類	貸付金額	最終償還期日	平成19年度末貸付残高
平成6年	共同施設（構改・特定）	123,890千円	平成26年3月	77,665千円

返済開始当初は、約定返済に加え繰上償還を行う等、順調に返済が行われていた。

しかし、返済原資は駐車場利用料金と組合員からの賦課金収入であり、駐車場利用状況の悪化や組合員の減少に伴い、平成15年から5年連続で条件変更を実施することとなった。

当初条件では年間7,969千円の償還予定であったが、ここ5年間は年間2,000千円の償還となっている。

#### (2) 回収可能性の検討

商店街自体の集客力の低下により、駐車場の収益力に期待できる状況ではない。組合員からの賦課金についても、組合員数の減少・業績悪化を受けて、劇的に好転することは望めない状況である。

最終償還日までに貸付額の2分の1を返済し、償還期限の延長措置を受けたいとの債務者の要望であるが、そのためには現状以上のペースで回収を進める必要がある。

また、仮に期限延長が叶ったところで、その後の延長期間内に貸付額の約2分

の1の金額である60,000千円全額の償還を行うことは現状の収支状況では困難であると考えられる。

### 35-5. 債務者番号35-5

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

当該貸付金はTU協同組合に対する貨物自動車運送事業所共同利用に資することを目的とした貸付である。当該組合は、T市内の業者が立地環境や競争激化等の経営環境への対応として、効率的かつ合理的な営業形態を導入し、各企業の経営安定化と近代化を図るため、設立されたものである。

貸付時期	資金種類	貸付金額	最終償還期日	平成19年度末貸付残高
平成2、3年	貨物自動車運送事業所共同利用	342,645千円	平成23年3月	20,525千円

平成8年度及び平成10年度において、組合員企業の業績悪化を理由とした条件変更（償還猶予）が行われている。しかし、その後業績は回復し、積極的に繰上償還を行っており、当初契約による償還計画を上回るペースで償還が行われている状況である。

#### (2) 回収可能性の検討

平成10年度の条件変更以降、積極的に繰上償還を行っており、償還は順調に行われている。最終償還期日も近く、現時点において回収可能性に特段の懸念は生じていないと考えられる。

### 35-6. 債務者番号35-6

#### (1) 貸付金の内容、状況等の概要

小規模企業6社が公害問題、工場狭隘・老朽化にともなう生産効率や作業環境の悪化等を解消し、企業の成長発展を図るとともに、集団化による住宅関連産業として広いニーズに対応できるトータルハウジング工業団地の形成を目的として高度化資金の貸付を受けて事業を実施してきた。

貸付金の状況は以下の通りである。

	貸付時期	資金種類	貸付金額	最終償還期日	平成19年度末貸付残高
①	平成7年	小規模企業集団化	676,337千円	平成28年3月	441,866千円
②	平成8年	小規模企業集団化	458,451千円	平成29年3月	366,448千円
③	平成10年	小規模企業集団化	131,700千円	平成30年3月	77,471千円

その後、安価な輸入品との競合激化や、景気低迷による業績不振により、一部

の組合員企業の経営状況が悪化し、特に DM 社においては平成 13 年に民事再生法の適用申請に至る状況となり、平成 13 年度より条件変更（償還猶予）措置を続けている。また、残り 5 社中 3 社についても経営状況の悪化により、平成 18 年度より占有分全額猶予の条件変更を受けるに至っている。

経営不振の組合員企業が、組合全体に及ぼす影響が看過できない状況となりつつあるため、平成 20 年 2 月、組合員企業 6 社により和歌山県再生支援協議会に再生支援を申請し、再生支援全国本部の扱いという形で受理された。平成 20 年 12 月現在、再生支援全国本部により支援計画の策定作業中となっている。

## （2）回収可能性の検討

現在、再生支援全国本部により支援計画を策定中であり、その計画内容によって県の貸付金回収見込みは大きく影響を受ける。しかし、現状では、債権の全額回収は困難と考えられる。

以 上